

TELEVISION



INTERNET



TELEPHONE



ご加入に関する 重要事項説明

- 契約約款
- 利用規約

いちはらケーブルテレビ Ichihara Cable Television

〒290-0054 市原市五井中央東2丁目23番地18
TEL 0436-24-0009(代) FAX 0436-24-0003
URL <https://www.icntv.ne.jp/>

※一般業務は、土・日・祝祭日は休業です。※年間数日間お休みをいただく場合があります。

電話によるお問い合わせ

 **0120241991**

(携帯電話・PHSからのお問い合わせ可)



[平 日] 日中 9:00～18:00 夜間 18:00～9:00
(代行センター受付)
[土日祝] 日中 9:00～17:30 夜間 17:30～9:00
(代行センター受付)

【インターネット接続、設定に関するお問い合わせ】

サポートセンター

☎0436-24-9407

またはフリーコール0120241991、または0436-24-0009 (代) まで



[平 日] 10:00～12:00、13:00～17:00
(土・日・祝は休業)

目次

【はじめに】

ご加入にあたり	P.1
料金のお支払いと請求について	P.1
「初期契約解除」について	P.2
設置工事について	P.2
ご解約について	P.3
ご転居手続きについて	P.4

【テレビサービス】

ケーブルテレビ設置工事について	P.5
NHK受信料について	P.5
番組表(チャンネルガイド)について	P.6
オプションチャンネル(ペイチャンネル)について	P.6
B-CASカード／A-CAS／C-CASカードについて	P.7
録画機能付きSTBについて	P.7
画面比率について	P.8
成人認証について	P.8
録画制限について	P.8
その他	P.8

【インターネットサービス】

インターネットサービス設置工事について	P.9
現在ご利用中の他社インターネット、及びプロバイダーについて	P.9
工事までにご用意いただくもの	P.9
オプションサービスや無料サービスについて	P.10
アカウント、パスワードについて	P.10
インターネットがつながらなくなったら	P.10
コース変更について	P.10
一時休止	P.10
お問い合わせ	P.11
その他	P.11

【固定電話サービス】

電話サービスについて	P.12
番号ポータビリティについて	P.12
電話サービス利用料の請求について	P.12
スマートフォンの割引について	P.12
停電時の通話について	P.12

【固定電話サービス(ケーブルプラス電話)】

「ケーブルプラス電話」に関する説明事項(重要)	P.13
サービス名称・〔区分〕	P.13
本サービスを提供する会社	P.13
お問い合わせ先	P.13
ご留意事項	P.13
サービス内容	P.14
契約・お申し込みについて	P.14
緊急通報(110／118／119)について	P.14
電話番号の継続利用について	P.15
本サービスの機能について	P.16
104番号案内および電話帳への掲載手続きについて	P.16
電話帳の配布について	P.16
ご利用料金	P.16～19
宅内機器について	P.19
本サービスの解約について	P.20
【別表1】接続可否	P.21
【別表2】ご利用いただけない機能・サービス	P.22
ケーブルプラス電話お申し込み事前確認シート	P.23

【固定電話サービス(ひかりdeトークS)】

契約について	P.24～26
ご利用にあたって	P.26
登録住所について(お引越しの時には…)	P.26
電話帳掲載について	P.26
個人情報の取り扱いについて	P.26
ユニバーサルサービス料について	P.27
電話リレーサービス料について	P.27
サービスの解約について	P.27

【あいチャンススマートTV(ケーブルプラスSTB-2)】

あいチャンススマートTVについて	P.28
最低利用期間について	P.28
解約について	P.28
アプリケーションについて	P.28
視聴年齢制限について	P.28
インターネットのご利用について	P.28
録画機能について	P.28
無線接続の環境について	P.28
損害賠償について	P.29
機器について	P.29
個人情報の取り扱いについて	P.29
料金表	P.29

【プライバシーポリシー】

【契約約款・利用規約】

目次	
・ケーブルテレビ契約約款	
・インターネット接続サービス契約約款	
・ケーブルプラス電話ご利用規約	
・ひかりdeトーク(S)契約約款	
・あいチャンススマートTV(ケーブルプラスSTB-2)加入契約約款	
・「ウィルスバスター for au」のご使用前に必ずお読みください	

【必ずご確認ください】

はじめに

いちほらケーブルテレビの各種サービスへお申し込みいただき、ありがとうございます。

本書は、ご加入にあたり、お客様にご確認いただきたい事項を説明しております。

必ずご確認くださいませよう、お願いいたします。

本書に記載の内容は2022年10月現在のものです。変更となる場合がございます。

ご加入にあたり

1. 未成年者のご加入は、親権者の方の同意が必要です。
2. ご高齢者のご加入につきましては、必要に応じ、ご家族または代理の方にご説明をさせていただきます。十分なご理解の上、ご加入ください。
3. 加入申込書の記載事項に不備（名義や識別のための番号及び符号情報の相違・記入漏れ、押印漏れ等）がある場合は、工事が遅れる場合がございます。
4. 緊急メンテナンスの実施など、やむを得ず事前の通知なくサービスの停止をする場合がありますので、予めご了承ください。

料金のお支払いと請求について

1. 工事費や毎月のご利用料金のお支払いは、当社指定金融機関からの口座振替といたします。
2. お支払いの開始はサービス開始日の翌月からとなり、お支払いの引落しは、ご利用月の翌月5日となります。ただし、電話サービスの引落しは、ご利用月の翌々月5日となります。5日が金融機関休業の際は、翌営業日となります。振替口座へのご準備は余裕をもって行っていただけますようお願いいたします。
3. 原則として月々の請求書・明細書・領収書の発行は行いません。ご希望の場合はお申し付けください。
4. 初回請求は、工事費、契約事務手数料等の初期費用と、工事日翌月の月額ご利用料金の合計額となります。
5. 既に当社のサービスをご利用中のお客様が新たにサービスを追加された場合、または複数商品（テレビ・インターネット・電話等）のお申し込みにより工事日が異なる場合のセット料金の適用は、係るサービス全ての工事完了月の翌月からとなります。ご不明な場合は、当社までお問い合わせください。
6. 毎月のご請求額は、ご請求月1日現在で契約されているサービスの月額ご利用料金（請求月分）となります。月内にご解約等がありサービスをご利用いただかない日数がある場合でも、ご利用料金の日割り精算は行いません。ただし、一部電話サービスについては、サービス開始月とご解約月のご利用料金計算が異なります。

「初期契約解除」について

本件サービスの提供開始日もしくは加入契約内容の確認書受領日のいずれか遅い日から8日間は、加入本契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）ができます。

初期契約解除は、放送サービス、インターネット接続サービスに適用されます。

詳細な内容につきましては各サービス契約約款をご確認ください。

お客様が初期契約解除を適用された場合は、以下の費用を請求いたします。

■放送サービス

・工事費 …………… お客様個々に発送する「加入契約内容の確認書」に記載の実費
・契約事務手数料…………… なし
・月額利用料及び付加機能料金……… 開始が月途中でも月額利用料金が発生します。

■インターネット接続サービス（CATVインターネット）

・工事費 …………… 最大23,100円（撤去費用を含みます。）
・契約事務手数料…………… 3,300円
・月額利用料及び付加機能料金……… 開始が月途中でも月額利用料金が発生します。

■インターネット接続サービス（FTTHインターネット）

・工事費 …………… 最大22,000円（撤去費用を含みます。）
・契約事務手数料…………… 3,300円
・月額利用料及び付加機能料金……… 開始が月途中でも月額利用料金が発生します。

設置工事について

- 事前のお願い（工事全般）
作業を開始する前に、下記に関して予めご確認・ご協力をお願いいたします。また貴重品の管理をお願いいたします。
当社サービスの施工には配管、及びエアコン取り付け口等、機器を設置する部屋にケーブルを通す箇所がない場合、または利用できない場合は、外壁に施工上必要な開口作業、及び防水加工を行います。屋外の配線はビス等で固定いたします。
※開口部の位置は工事当日、作業員とご相談ください。
※ご解約時は機器の撤去が必要となりますが、開口部分は、コーキング材による防水処理までとなります。
※借家の場合は、オーナー・管理会社の事前の承認が必要です。
 - 作業時間中は必ずお立会いをお願いいたします。また貴重品の管理をお願いいたします。（作業中、お客様にご確認やお問い合わせさせていただくこともございます。）
 - 作業中には若干の騒音、振動を伴うことがございます。
 - 作業の都合により、家具、調度品の移動などを行うことがございます。移動に際しましてはお客様にその旨お伝えいたしますので、お取扱い等のご指示をいただけますようお願いいたします。特に壊れやすいもの等に関しましては、お客様ご自身にご移動をお願いする場合がございます。
- 工事が中止・延期になる場合
以下のような事情で工事を中止、又は延期させていただく場合ご加入の取消しをさせていただく事もありますので、予めご了承ください。
 - 当社のサービスの提供不可地域および不可物件であった場合
 - 商用ビル・大型集合住宅等の特殊な建物であった場合
 - 賃貸物件等で、オーナー・管理会社の承諾が得られなかった場合
 - 風雨、雷等の天候不良
 - その他、特殊な工事が必要になる場合
 - テレビサービスの設置工事について→5ページをご参照ください。
 - インターネットサービスの設置工事について→9ページをご参照ください。

ご解約について

- ご解約の際には、当社までご連絡ください。
ご解約の手続きをさせていただきます。ご解約の際は、当社指定の書面でのお手続きが必要な場合がございます。
当月をもってのご解約受け付けは、月末日より10日前で締め切りとなります。
※月末の撤去工事をご希望される場合は、混み合っている場合がございますので、お早めにご予約ください。
- ご解約月の月額利用料金
停止した日に関わらず当月分（1ヶ月間）の利用料をいただきます。
- ご解約時には、撤去費がかかります。

撤去費一覧		
テレビサービス／CATVインターネット	引込線撤去費 6,600円	各機器撤去費 3,300円／1台につき
あいちゃんテレビひかり／あいちゃんネットひかり／電話サービス	引込線撤去費 5,500円	

放送サービス撤去費は引込線撤去費と各機器撤去費の総額となります。

通信サービス撤去費は引込線撤去費と各機器撤去費の総額を上限として24ヶ月の利用期間に応じて低減し、

25ヶ月以降は無料となります。

撤去費は、税込価格です。

- 当社各サービスの最低利用期間は、6ヶ月となります。
最低利用期間内にご解約された場合、
放送サービス：残余の期間に対応する月額利用料を違約金として一括してお支払いいただきます。
通信サービス：月額利用料の1ヶ月分を違約金としてお支払いいただきます。

違約金は、不課税です。

※上記サービス開始の基準は工事実施月（開通月）、解約の基準は解約受付月（月末日より10日前での締め切り）となります。

- 撤去工事は、当社指定の作業員による作業が必要となります。お客様ご自身でのお取り外しはご遠慮ください。
- 以下の場合、何らかの通知・催告なくサービスの提供を停止、又は加入契約の解除をする場合がありますのでご了承ください。
 - ・料金等を2ヶ月以上滞納された場合
 - ・約款に違反する行為が認められた場合上記によるサービス提供停止後のサービス提供再開には、再開手数料5,500円が掛かります。
サービス提供再開は、月額利用料の滞留金額全額と再開手数料のお支払いが条件となります。

再開手数料は、税込価格です。

7. セットトップボックス（以下、STB）、光回線終端装置（以下、ONU）、電話サービス用ターミナルアダプター（以下、TA）、CATVインターネットモデム等の機器は、当社からの貸与品です。ご解約の際はご返却ください。紛失、故意による破損、ご返却のない場合には損害金をお支払いいただきます。

損 害 金	
セットトップボックス	20,000円（不課税）/台
HDD内蔵セットトップボックス	40,000円（不課税）/台
ブルーレイディスクドライブ内蔵セットトップボックス	80,000円（不課税）/台
4K放送対応HDD内蔵セットトップボックス	40,000円（不課税）/台
ケーブルプラスSTB-2	40,000円（不課税）/台
B-CAS	2,200円（不課税）/枚
C-CAS	3,300円（不課税）/枚
光回線終端装置、ケーブルモデム、TA	15,000円（不課税）/台
HGW（ホームゲートウェイ）	20,000円（不課税）/台
レンタルルーター	10,000円（不課税）/台
スマートWiFi	14,850円（税込） /台
あいチャンワイヤレスSIM	3,000円（不課税）/枚

8. ご解約の注意事項
- 1) テレビサービス
- ご解約後、 テレビをご視聴いただく為のアンテナ接続等の手配はお客様ご自身にてお願いいたします。
- 2) 【NHK団体一括支払をご利用のお客様】
- テレビサービスをご解約の場合は、 NHK団体一括支払も併せてご解約となります。 以後のお支払いについてはNHKへご連絡ください。
- 3) 電話サービス
- 電話サービスをご解約し、番号ポータビリティによりご利用いただいていた電話番号をNTT東日本など他事業者でのご利用に変更する場合は、お客様ご自身でご変更希望の電話事業者へ事前に電話番号の継続利用希望の旨をご申請ください。 その場合、変更先事業者での番号ポータビリティの設定完了後、 当社電話サービスはご利用いただけなくなります。NTTアナログ回線に戻す場合は、NTT東日本 「電話に関するお問い合わせ先 0120-116-000」へご連絡をお願いいたします。

ご転居手続きについて

1. ご転居の際には、当社までご連絡ください。
2. 当社のサービスエリア内へのご転居であれば、サービスを継続することができます。
- その際、営業員による現地確認とお申し込み受け付け及び当社指定の作業員による作業が必要となりますので、お早めにご連絡ください。なお、地域や建物によりサービスのご提供ができない場合がございますのでご了承ください。
3. ご転居先の状況により、別途工事費が必要となる場合があります。詳しくは、営業員までお問い合わせください。
4. ご新築時に導入をご検討いただく場合は、早期の段階でのご検討・ご相談をお勧めいたします。設計段階からご相談いただくことで、目的に応じた配管工事ができるので、外観を損ねることなく設置が可能となります。ご希望により建設会社様との直接のお打ち合わせも承りますので、事前にご相談ください。
5. サービスのご提供ができない場合はご解約となります。
6. ケーブルプラス電話・ひかり de トーク（S）転居のご注意事項
- 1)ケーブルプラス電話・ひかり de トーク（S）にご加入後、転居される場合は、電話番号を継続してご利用いただけない場合がございます。予めご了承ください。（番号ポータビリティサービスを含む）。
- 2)エリア外へ転居される場合は、お客様ご自身にて移転先の電話事業者への手続きが必要となります。
- 3)番号の廃止をご希望の場合は、当社にお申し付けください。
7. 現在各スマートフォン割引を適用中のお客様は、再度各携帯電話ショップにてお手続きが必要となります。詳しくは、各携帯電話ショップにお問合わせください。

テレビサービス

ケーブルテレビ設置工事について

1. 当社の標準工事は建物内部の既設テレビ配線設備を利用しての施工となります。
- 配線状況によっては施工できない、又は工事を延期とさせていただくことがあります。
2. 建物内部の配線設備に支障（損傷・劣化・5CFV以下の規格など）がある場合、映像の品質が保証できない場合がございます。
3. 当社より貸与するSTBを、お使いのテレビへ接続いたします。尚、リモコンは消耗品のため、故障・紛失の場合には有償での対応（当社窓口販売）となります。
4. STBへのLAN接続、i.LINK接続、電話回線接続については当社の施工範囲外となります。
5. V-ONU・ブースター・保安器等の機器設置場所は、事前にお客様とご相談の上、設置場所を決定いたします。

NHK受信料について

1. 月々の基本利用料には日本放送協会（NHK）の放送受信料は、含まれておりません。尚、衛星放送を受信可能な場合は「衛星契約」が必要です。
2. 加入者のお客様にはお得な「衛星契約団体一括支払」をご用意しています。

料額には消費税を含みます。

契約種別	支払方法	2ヶ月払額	6ヶ月前払額	12ヶ月前払額
衛星契約	口座振替・クレジットカード等継続払	3,900円	11,186円	21,765円
	継続振込			
	団体一括支払 年間2,160円お得！	3,540円	10,106円	19,605円

※令和5年10月以降分を値下げ前の受信料額で前払いしていただいた場合、原則、令和5年10月以降のご請求時に精算させていただきます。

※家族割引、半額免除を適用する料額は異なります。

3. 衛星契約団体一括支払について
- 1）NHK受信契約名義はテレビサービス契約名義と同一になります。
- 2）当社の衛星契約団体一括支払にお申し込みいただいた場合、お支払いは当社ご利用料金のお支払いと同じ方法になります。
- 3）現在NHK放送受信料を前払いされている場合は、前払い期間終了後のお取扱いとなります。NHK放送受信料を地上契約でお支払いされている場合、衛星契約団体一括支払開始までの期間の衛星契約との差額が生じた場合はNHKから精算させていただきます。新規でNHK放送受信契約をお申し込みいただいた場合、衛星契約団体一括支払開始までの期間の差額が生じた場合はNHKから精算させていただきます。
- 4）手続きの都合上お取扱いが遅れる場合もございますので、ご了承ください。
- 5）NHKのBSデジタル放送には、受信機器のご登録をお願いする旨の案内が表示されますので、予めご了承ください。ご登録いただければ、設置確認メッセージは表示されなくなります。
4. お客様ご自身でNHKへ放送受信料をお支払いになる場合は、直接NHKへご連絡のうえ、お支払いをお願いいたします。

番組表（チャンネルガイド）について

1. ビック・ベーシックにご加入の方に、お薦め番組とお知らせを掲載した「チャンネルガイド」を無料でお届けいたします。ご不要な場合は、お申し付けください。
※テレビ画面上で最新8日分の番組表を「電子番組表（EPG）」機能にてご覧いただけます。
※上記は2022年10月現在の内容です。変更となる場合がございます。
2. 上記以外でチャンネルガイドをご希望の場合には、別途販売となります。お問い合わせください。
3. 番組表は、毎月25日頃～月末にかけて次月分を順次配付しております。月末までに届いていない場合は、誠に手数

オプションチャンネル（ペイチャンネル）について

1. オプションチャンネルは、STB1台ごとにご加入となります。
2. オプションチャンネルのみのご加入はできません。
3. WOWOWに書面でのご加入をご希望される方は、別途専用申込書へご記入・ご捺印が必要となります。
※他に、webによる申込方法があります。
4. オプションチャンネルのお申し込みは、毎月25日締めの翌月1日の視聴開始となります。
（WOWOW、スターチャンネルにつきましては、申込書類到着後2～3営業日でお申し込み登録が完了いたします。）
登録完了後、所定のチャンネルに合わせて当社からの信号を受信する必要があります。
しばらくそのままお待ちください。映らない場合は当社までご連絡ください。
5. WOWOWご契約の方へ
 - 1) お手続
ご視聴には、株式会社WOWOW（以下、WOWOW）との契約が必要です。
手続き完了後に、WOWOWより契約内容の確認が郵送されます。
 - 2) 個人情報について
契約に関する事務手続きにあたっては、WOWOW及び当社で共有する場合がございます。
 - 3) 契約期間について
契約期間が1ヶ月に満たない場合には、1ヶ月分のWOWOW料金をお支払いいただきます。
 - 4) ご解約について
WOWOWご解約にあたっては、直接WOWOWカスタマーセンターへのご解約手続きが必要となります。
0120-580807（9:00～20:00、年中無休）へご連絡をお願いいたします。

B-CASカード／A-CASカード／C-CASカードについて

1. デジタル放送受信のためにB-CASカード／A-CASカード／C-CASカードが必要となります。紛失・破損した場合は、当社までご連絡ください。
2. B-CASカードを紛失・破損された場合は、再発行費用として2,200円をいただきます。
3. C-CASカードを紛失・破損された場合は、再発行費用として3,300円をいただきます。
4. B-CASカードについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズから貸与されるものであり、その扱いについては同社の「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
5. C-CASカードの所有権は、当社に帰属し、当社の手配による以外のデータ追加・変更・改竄は禁止し、それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失についてはお客様が賠償するものとします。
6. サービスご解約時は、B-CASカード及びC-CASカードをご返却いただきます。また、当社は、必要に応じてお客様にB-CASカード及びC-CASカードの交換及び返却を請求することができるものとします。
7. 上記再発行費用は2022年10月現在のものです。変更となる場合がございます。

上記の金額は、すべて税込価格です。

録画付きSTBについて

【共通項目】

1. 録画機能付きSTBは当社指定のブルーレイディスクドライブ/HDD内蔵STB、4K放送対応/HDD内蔵STBを利用したサービスです。
2. 録画機能付きSTBは、各STBの内蔵チューナーにて受信可能な放送のみ録画できます。
3. 録画機能付きSTBの不具合、毀損および紛失等の損害について、当社は責任を負いません。
4. 予約録画に関しては事前によく確認し、設定を行ってください。放送局側の都合により、番組内容が変更となる場合がございます。予めご了承ください。
5. 毎週予約、毎日予約、探して毎回予約（番組名から次回以降の放送を自動検索）などの繰り返し予約機能は実装されておりますが、放送日時が変更となった場合や、同じ名前の番組が見つからなかった場合には、正常に録画されない場合がございます。
6. 録画した番組は個人でお楽しみください。録画した情報の移動等について、当社は責任を負いません。
7. チャンネルや番組によっては録画できない場合がございます。予めご了承ください。
8. 録画機能付きSTBを修理・交換、または返却される場合、当該STBに記録されたデータに関して当社は一切の責任を負いません。記録されたデータの移動は個人の責任において行ってください。
9. 録画機能付きSTBおよびCASカードは当社からの貸与品です。ご解約時は当社にご返却ください。紛失された場合は所定の損害金をご請求いたします。
10. 録画機能付きSTBの設置住所を変更される場合は、事前に当社までご連絡ください。
11. 転居先で利用を継続される場合であっても、録画機能付きSTB本体の交換が必要となります。予めご了承ください。
12. 個人情報保護規定を遵守した上で視聴状態の確認を行うため、本機と電気信号による通信を行います。
13. 無線LANをご利用いただく場合、その通信方式の特性上、他の電波発生機器との干渉や、電波が遮断されて届かない等の理由により、操作反応が遅くなる場合や、映像が中断する場合がございます。
14. リモート録画を利用する場合は、事前の設定が必要となります。また、インターネット設定が必要です。
15. リモート視聴を利用するにはご所有のモバイル端末（スマートフォン・タブレット等）にアプリをインストールする必要があります。アプリのインストール方法・設定については、各アプリの取扱説明書をご参照ください。
16. STBで受信できる放送にはリモート視聴の対象となっていないチャンネルがあります。詳細、最新情報については以下をご参照ください。
 - ・一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 リモート視聴について
<https://www.catv-jcta.jp/p/service/remote.html>
 - ・一般社団法人放送サービス高度化推進協会 リモート視聴について
<https://www.apab.or.jp/remote-viewing/outline/>

※2022年10月現在の内容です。ご注意事項の内容、仕様・機能等は予告なく変更する場合がございます。

画面比率について

標準画質（SD）で製作された番組は4:3の画面比率で放送しているため、画面比率16:9のテレビをご利用の場合、左右に黒い帯が出ます。

成人認証について

1. オプションチャンネルの視聴年齢制限付コンテンツについては、未成年の方のお申し込みをお断りいたします。

2. STBには視聴年齢制限付コンテンツの視聴をコントロールするペアレンタルロック機能がございます。

3. 視聴年齢制限のあるコンテンツについては暗証番号が必要となります。お客様自身にて4桁の番号を設定してください。暗証番号認定後に暗証番号をお忘れの場合やエラー表示が出た場合は当社まで、契約者ご本人様にてお問い合わせください。

録画制限について

STBで視聴可能な地上デジタル放送、BSデジタル放送、CSデジタル放送の番組の多くは、著作権保護のためにコピー制御信号をつけて放送され、デジタル録画機器（DVDレコーダーやハードディスクビデオレコーダー、D-VHSなど）への録画制限がかかっています。

その他

1. デジタル放送は、クローズドキャプション（字幕）に対応していません。
2. 気象事由により一時的に放送が途切れる場合がございます。ご了承ください。
- 例）降雨減衰：激しい雨などで、衛星放送に使われる電波が弱くなること。
- フェージング：気温や大気中の水蒸気量などの影響により電波が弱くなること。
3. チャンネルの編成は諸般の事情により変わることがあります。



インターネットサービス

インターネットサービス設置工事について

1. 宅内配線は原則として露出配線となります。
2. インターネットサービスは、建物の状況により、提供できない場合があります。
3. 施工範囲
- 1）当社で行う工事は、モデムもしくはONU（光回線終端装置）の設置工事までとなります。モデムもしくはONU（光回線終端装置）からパソコンまでの接続はお客様でお願いいたします。
- 2）無線LANルーターなどの周辺機器の取り付け・設定は、お客様にて行っていただきますようお願いいたします。パソコンのインターネット、メール設定は、セットアップガイドをご参照の上、設定してください。
- 3）出張による設定をご希望される場合は、提携サポート業者（有料）をご紹介します。当社までお気軽にお問い合わせください。
- ※標準的な設定方法については、下記の当社サポートセンターにてお電話でのご相談を承ります。
- [サポートセンター]
- 0436-24-9407 月～金（祝祭日は除く）10:00～12:00、13:00～17:00

現在ご利用中の他社インターネット、及びプロバイダーについて

利用継続されない場合は、お客様ご自身にて各社窓口へ手続き方法をご確認の上、ご解約の手続きをお願いいたします。

工事までにご用意いただくもの

1. インターネットサービスのご利用にあたっては、以下の接続機器が必要です。工事前にお客様にてご用意ください。
- パソコン
- LANケーブル（ストレートタイプ）

2. いちはらケーブルテレビインターネットサービスのサポート対象は以下のとおりです。

機 種	Windows	Macintosh
OS（※1）	Windows 10 Windows 11	MacOS v10.12以上
ブラウザとメールソフト	Microsoft Edge Google Chrome Microsoft Office Outlook 2016 以上 Mozilla Thunderbird	Safari 12以上 Mail 11以上
システム	上記 OSが快適に動作するパソコン（※2）	

※1 サポート対象OSは日本語版のみとさせていただきます。

※2 パソコンのスペックに関しては、お使いのパソコンの販売元、もしくは最寄りのパソコンショップへお問い合わせください。

※業務用パソコン、自作パソコン、上記以外のOSやブラウザ、メールソフトなどサポートしかねる場合がございます。予めご了承ください。

オプションサービスや無料サービスについて

- 以下のサービスは、モデム設置完了後、当社ホームページ(<https://www.icntv.ne.jp/>)からお申し込みください。
 - *各種オプションサービスの追加および登録
 - *メールアドレスの追加・変更
 - *インターネットセキュリティオプションサービスの追加・変更

- 有料オプション利用料は追加月翌月からのご請求となります。
 - ※なお、ルーターをご利用の場合、当社では家庭内LAN（ルーター・無線ルーター含む）の個別サポートは行っておりません。予めご了承ください。

アカウント、パスワードについて

- お客様のアカウント、パスワードが記載された登録完了通知は大切に保管してください。
- 登録完了通知の再発行をご希望の場合は、加入者ご自身からのお申し出が必要です。再発行後ご自宅へ郵送いたします。ご来社での受け取りをご希望の場合はご本人確認（免許証、保険証等本人確認書類をご持参ください）を実施の上でお渡しいたします。尚、お電話による口頭での通知、E-mailおよびFAXによる通知は対応いたしかねますので、ご了承ください。

インターネットがつながらなくなったら

機器（モデム・ONU・PC等）の電源が入っているか、LANケーブル等の接続が外れていないか確認してください。コンセントやLANケーブルが抜けている等のトラブルが増えています。モデム・ONUの再起動（電源の入れなおし）後、接続確認をしてください。また、ルーター・ハブ等を利用している場合には、こちらも再起動してください。これらをお試しいただいてもインターネット接続が復旧しない場合は当社へご連絡ください。

コース変更について

インターネットサービスのコース変更は、当社指定の書面でのお手続きが必要です。
詳しくは、当社までお問い合わせください。

一時休止

- お客様のご希望によるインターネットサービスの一時的な休止は1ヶ月単位を基本として受け付けております。当社までご連絡ください。なお、一時休止は当社指定の書面でのお手続きが必要です。
- 休止最長期間と休止期間中の手数料
休止最長期間：24ヶ月
休止期間中手数料：1,100円（月額）

※インターネットサービスを休止中であっても、電話サービスの一時休止は出来ません。電話サービスに関わるご利用料金が継続的に課金されます。
※再開をご希望される場合は、当社までご連絡ください。なお、再開の際も当社指定の書面でのお手続きが必要です。

上記の金額は、すべて税込価格です。

お問い合わせ

当社インターネットサービスについてのお問い合わせは、当社までご連絡ください。

- パソコンや無線LANルーター等の不具合については、各製品提供元のメーカーにご相談ください。
- 無線LANルーター等の設定が必要な場合については、当社では対応しかねる場合がございます。

その他

- インターネットサービスはベストエフォートサービスです。常に表示の速度が出るものではありません。
- 集合住宅（マンション・アパート・公営団地等）につきましては工事ができない場合がございます。予めご確認ください。
- 当社設備とお客様設備との分界点は、端末接続装置のLANインターフェイス部分となります。
- 端末接続装置（モデム・ONU）は当社からの貸し出し機器となります。お取り扱いには十分ご注意ください。またご解約時には当社へご返却ください。
- ご解約時には撤去費が必要となります。（P.3参照）
- インターネット・電子メール・ホームページのご利用によるお客様および第三者の利害の発生については当社は一切の責任を負いかねます。
（インターネットによる株式売買、ホームページやオークションでの物品購入、インターネットによる競輪、競馬、競艇など投票券などの購入等）



固定電話サービス（ケーブルプラス電話/ひかりdeトーク(S) 共通）

電話サービスについて

電話サービスは、建物の状況により、提供できない場合があります。

番号ポータビリティについて

- 番号ポータビリティをご利用いただけない場合は、新しい電話番号を提供いたします。
- 番号ポータビリティ手続きの関係上、「ケーブルプラス電話」・「ひかり de トーク (S)」のご利用までには、HGW/TA (IP電話アダプター) の設置後、アナログ電話からの切替で約10日、ひかり電話からの切替で約1ヶ月程度かかります。また、重畳型 ADSL・ISDN・他社ひかりプライマリー電話サービスをご利用していた場合は、お客様にも手続きを行っていただく場合がございます。その場合、開通まで通常よりさらにお時間がかかります。NTT東日本による番号ポータビリティ工事完了後、「ケーブルプラス電話」・「ひかり de トーク (S)」でのご利用開始となります。
- 従来ご加入いただいていた他社電話サービスにて登録されていた名義人や住所に相違がある場合は電話番号ポータビリティ完了日が延びる場合がございます。(アナログ電話からの切替で約10日間、ひかり電話からの切替で約1ヶ月程度の延長となります。)

電話サービス利用料の請求について

電話サービス [ケーブルプラス電話、ひかり de トーク (S)] のご利用料金については、以下のとおり、2ヶ月遅れてのご請求となります。なお、ご利用明細については、当社ホームページよりご確認ください。IDとパスワードについては発送させていただきます。

ご解約時には、解約月のご利用料をその翌々月に請求させていただきます。テレビサービスやインターネットサービス月額利用料ご請求のタイミングと異なりますので予めご了承ください。

■ケーブルプラス電話ご請求イメージ

	4月	5月	6月	7月		2月	3月	4月
ご利用月	●	●	●			●		
	利用開始					ご解約		
ご請求月								
ご請求内容			4月分月額基本料 (日割り) + 4月分通話料	5月分月額基本料 + 5月分通話料		12月分月額基本料 + 12月分通話料	1月分月額基本料 + 1月分通話料	2月分月額基本料 (日割り) + 2月分通話料

■ひかりdeトーク (S) ご請求イメージ

	4月	5月	6月	7月		2月	3月	4月
ご利用月	●	●	●			●		
	利用開始					ご解約		
ご請求月								
ご請求内容			4月分月額請求なし 4月分通話料のみ請求	5月分月額基本料 + 5月分通話料		12月分月額基本料 + 12月分通話料	1月分月額基本料 + 1月分通話料	2月分月額基本料 (満額) + 2月分通話料

ご注意! ひかり de トーク (S) ご利用のお客様が、ケーブルプラス電話への切替をした場合、切替月の翌月には、ひかり de トーク (S) の月額基本料 (満額)・通話料に加え、別途ケーブルプラス電話の月額基本料 (日割り)・通話料・ユニバーサルサービス料をご請求いたします。

スマートフォンの割引について

- auスマートバリュー、UQ mobile自宅セット割インターネットコース、ソフトバンクおうち割 (以下「各スマートフォン割引」といいます) を適用するためには、お客様ご自身でお近くの各携帯電話ショップにてお手続きが必要となります。詳しくは各携帯電話ショップにお問い合わせください。
- 現在各スマートフォン割引を適用中のお客様が転居された場合や、インターネット回線等の切り替えをされた場合は、再度各携帯電話ショップにてお手続きが必要となります。詳しくは各携帯電話ショップにお問い合わせください。

停電時の通話について

停電時は、機器 (TA、HGW等) への電源の供給がされませんので、ご利用いただけません。予めご了承ください。



「ケーブルプラス電話」に関する説明事項 (重要)

「ケーブルプラス電話」に関する説明事項 (重要)

本説明事項 (重要) は「ケーブルプラス電話」に関するものです。

(1) サービス名称・(区分)

ケーブルプラス電話・(IP電話サービス)

(2) 本サービスを提供する会社

JCOM株式会社 (以下「JCOM」)

ただし、電話番号の設定および緊急通報 (110/118/119) についてはKDDI株式会社 (以下「KDDI」)

(3) お問い合わせ先

お電話でのお問い合わせ先

・サービス内容

株式会社いちほケーブルテレビ

TEL: 0120241991/0436-24-0009

受付時間 [平日] 9:00~18:00 / [土日祝] 9:00~17:30

・接続・設定・故障

TEL: 0120241991/0436-24-0009

サポートセンターTEL: 0436-24-9407

受付時間 [平日] 10:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日祝・年末年始・夏季休暇を除く)

インターネット/メール等でのお問い合わせ先

HP: <https://www.icntv.ne.jp>

MAIL: info@icntv.ne.jp

(4) ご留意事項

① サービスについて

- 料金やサービスは、改善等のため予告なく変更する場合があります。
- 記載の内容は2024年1月1日現在の情報です。

② 請求についてのご注意

- 本サービスのご利用料金はお申込みいただいた株式会社いちほケーブルテレビから請求させていただきます。ただし、国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生の翌月にKDDIからご契約者に直接送付させていただきます。

③ 個人情報のお取り扱いについてのご注意

- KDDIおよびJCOMが本サービスのお申込みに際して取得する個人情報の利用目的につきましては、本サービスの提供、料金請求業務、自己の既存サービス・新サービスのご案内、アンケート調査の実施、利用促進等を目的としたキャンペーンの実施、サービスの開発・評価・改善、その他契約約款等に定める目的に利用すること、とします。

④ au IDについて

- ケーブルプラス電話のお申込みにより、ケーブルプラス電話の契約が登録されたau IDをKDDIが払い出します。au IDは、My auのログインに利用します。なお、au IDの利用はKDDIの「ID利用規約」によります。

⑤ その他

- 本紙に記載しているサービス名称は一般に各社の商標または登録商標です。

(5) サービス内容

- 国内加入電話、国際、携帯電話、IP電話等向け通話をご利用いただけます。
- 現在お使いのNTT東日本・NTT西日本等の電話番号を継続して本サービスでご利用可能です (詳細については「(8) -1 番号ポータビリティをご利用の場合」をご確認ください)。
- 「110 (警察)」 「118 (海上保安庁)」 「119 (消防)」 への発信が可能です。

- 本サービスはISDNをご利用いただけません。
- 停電時はご利用になれません（携帯電話やお近くの公衆電話をご利用ください）。

(6) 契約・お申し込みについて

- このお申し込みによる契約は、KDDIおよびJCOMのケーブルプラス電話サービス契約約款によるものとします。
- お申込みを受付した場合でもKDDIまたはJCOMの設備の都合により、本サービスをご利用いただけないことがあります。
- 現在、110番、119番非常通報装置^(注1)、または緊急通報等を行なう自動通報装置（電話機）^(注2)をご利用のお客様は、本サービスで継続してご利用いただくことはできません。このため、本サービスはお申込みいただけません。
(注1) 非常ボタン等を押すことにより110番（警察）、119番（消防）へ自動的に発信し、発信元の情報を自動音声で伝える装置。
(注2) 主に各自治体が高齢者の方や体の不自由な方などに提供している電話機で、ボタンを押すことにより緊急通報を行なうことができるものでペンダントタイプの場合もあります。「緊急通報システム」「あんしん電話」等の名称で呼ばれています。
- 本サービスは、ネットワークの保守メンテナンス等により、ご利用いただけない場合があります。
- お申込者が未成年の場合は、親権者の同意を得た上でお申込みください。
- お申込者は、この契約に基づく契約者の地位を第三者に譲渡することはできません。

【トビラシシステムズ株式会社に提供する情報】

通話ごとの情報：迷惑電話自動ブロック標準ブロックリストにある電話番号または利用者が着信拒否を設定したお客様指定ブロックリストから、利用者の固定電話にかかってきた通話についての次の情報

①発信日時 ②発信元電話番号（非通知の場合はその旨）③迷惑電話自動ブロックによって着信を拒否・許可した状況④通話時間

利用者ごとの情報：①利用者の固定電話の電話番号（下4ケタは隠蔽）②その日の着信回数（発信番号通知・非通知例）

・契約者と利用者が異なる場合、上記情報がなされることについて契約者は利用者に説明します。

(7) 緊急通報（110／118／119）について

- 「110（警察）」「118（海上保安庁）」「119（消防）」へダイヤルした場合は、ご契約者の住所・氏名・電話番号が接続相手先（警察、海上保安庁、消防）に通知されます（一部の警察・海上保安庁・消防を除く）。なお、回線毎の非通知設定が適用されませんので、通知を拒否される場合は、一通話毎に「184」を付けてダイヤルしてください。

(8) 電話番号の継続利用について

(8) -1.番号ポータビリティをご利用の場合

- 本サービスで利用する電話番号について、番号ポータビリティ（※）を利用することができます。
※番号ポータビリティとは、NTT東日本またはNTT西日本の加入電話（電話サービス）またはISDN（総合デジタル通信サービス）で設定された電話番号を、他の電気通信事業者（当社を含みます。）の電話サービスにおいて利用することができるようにする取扱いです。
- NTT東日本・NTT西日本またはNTT東日本・NTT西日本以外の事業者（KDDIおよびJCOMグループ会社を除きます。以下、「他事業者」といいます）から本サービスへの番号ポータビリティを利用した移行に際し、現在ご利用中の電話サービスは終了（NTT加入電話、INSネット64は休止、NTT加入電話・ライトプラン、INSネット64・ライトまたは他事業者の電話サービスは解約）となり、現在ご利用中の電話サービスにおける付加サービスは解約となります。NTT東日本・NTT西日本および他事業者への手続きはKDDIが行ないます。お客様による手続きは必要ありません。また、本サービスへの番号移転に際し、移転元事業者より連絡がある場合がございます。
※NTT加入電話、INSネット64からの番号ポータビリティの場合は休止工事費2,000円（税込2,200円）が別途NTT東日本・NTT西日本よりお客様に請求されます。
※NTT加入電話、INSネット64以外のNTT東日本・NTT西日本の電話サービスまたは他事業者からの番号ポータビリティの場合は他事業者が定める提供条件により、解約に関わる費用（工事費など）が発生する場合がありますので、現在ご利用のサービス提供会社へご確認ください。
- NTT東日本・NTT西日本による電話番号継続利用の設定完了をもって本サービスの利用開始となります。
- NTT東日本・NTT西日本等の電話サービス等に関する契約者情報（本人性の確認結果、番号ポータビリティの適用可否理由等）をNTT東日本・NTT西日本等がJCOMおよびKDDIに対して提供することについて、お申込者（お申込者と電話契約者が異なる場合には、お申込者および電話契約者）に同意いただきます。

- 番号ポータビリティはNTT加入電話等の契約者（名義人）の同意を得た上でお申込みください。
- 番号ポータビリティは以下の条件に合致した場合にご提供可能となります。
 - ・お申込みの電話番号が、NTT東日本・NTT西日本が提供する一般加入電話（電話サービス）またはISDN（総合デジタル通信サービス）でご利用中の番号であること。または、NTT東日本・NTT西日本の一般加入電話またはISDNにおいて払い出された電話番号であって、番号ポータビリティにより他事業者サービスにおいてご利用中の番号であること。
 - ・現在お申込者が使用している電話番号であり、ご利用場所の変更がないこと（ご利用場所が変更になる場合、番号ポータビリティをご利用いただけない場合があります）。※番号ポータビリティをご利用いただけない場合はKDDIより新しい電話番号を提供いたします。
- 共同電話、支店代行電話、公衆電話、臨時電話で利用中の電話番号は、番号ポータビリティのお申込みができません。
- 番号ポータビリティをお申込みの電話番号において、NTT東日本・NTT西日本または他事業者が提供する各種サービスをご利用の場合は、本サービスへの移行後も定額料金が発生する場合がありますので、必ず解約の手続きを行なってください。
- その他、現在の電話サービスにおいてご利用中のサービスの取扱いについては、サービス提供会社へお問い合わせください。
- 本サービスでは、ISDNの各種機能、ISDN専用電話機やISDN専用端末はご利用いただけません。また、DSU、TA（ターミナルアダプタ）はご利用いただけません。
- NTT東日本・NTT西日本の加入電話、INSネット64の休止に伴い、NTT東日本・NTT西日本より休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）がお客様に送付されます。休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）は、再度NTT東日本・NTT西日本をご利用の際等に必要となりますので、大切に保管してください。
※他事業者からの番号ポータビリティの場合は休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）が送付されることはありません。
- NTT東日本・NTT西日本の加入電話、INSネット64の利用休止期間は原則5年です。ただし、お客様のNTT東日本・NTT西日本への申告により5年単位で期間の更新が可能です。延長を行なわない場合、更に5年を経過した時点で権利が失効となる場合がありますので、ご注意ください。詳しくはNTT東日本・NTT西日本にお問い合わせください。
- レンタル電話等の機器リースをご利用の場合は、ケーブルプラス電話の開通日までに、NTTファイナンス（株）（連絡先：0120-255-805）へご連絡ください。またNTT東日本・NTT西日本から単体電話機（黒電話・カラー電話機・プッシュホン）をレンタルされている場合は、ケーブルプラス電話をお申込みいただく前に、必ずNTT東日本・西日本（116）へ「買い取り」または「レンタル終了（NTTへの返却）」をご連絡ください。

(8) -2.ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスからの同番移行の場合

- 本サービスで利用する電話番号について、同番移行（※）を利用することができます。
※同番移行とは、JCOMの電話サービス（本サービス／ケーブルプラス光電話）、JCOMグループの電話サービス（J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり）又はKDDIの電話サービス（ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービス）を元に提供される電話サービス（JCOMの電話サービスおよびJCOMグループの電話サービスとあわせて以下「JCOMの電話サービス等」）でご利用中の電話番号を、他のJCOMの電話サービス等において利用することができるようにする取扱いです。
- ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話から本サービスへの同番移行に際し、ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話は解約となります。解約手続はJCOMが行いますので、お客様による手続は必要ありません。
- auひかり電話サービスから本サービスへの同番移行に際し、auひかり電話サービスは自動解約となります。解約手続はJCOMが行いますので、お客様による手続は必要ありません。
※auひかりネットサービス・テレビサービスの取扱いについては、KDDIまたはご契約のプロバイダへお問い合わせください。
- ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスでご利用中の付加サービスも解約となりますので、本サービス申込時に改めてお申込み下さい。なお、電話帳掲載につきましても改めてお申込みが必要になります。
- ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスからの同番移行は、以下の条件に合致した場合に可能となります。
 - ・ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスのご利用場所とケーブルプラス電話のご利用場所が同一住所であること（ご利用場所が異なる場合、番号継続が出来ない場合があります）。※同番移行が出来ない場合、KDDIより新しい電話番号を提供いたします。

(9) 本サービスの機能について

- ご利用いただけない通話・通信先がございます（詳しくは「【別表1】接続可否」をご参照ください）。
- 「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信はできません。ACR機能は停止して利用することをお勧めします。
※「0088」等の事業者識別番号の後に国内・携帯・国際（自動ダイヤル）等の本サービスで提供可能な電話番号をダイヤルした場合、本サービスのご利用となりその通話料金が適用されます。
- 以下の機能・各種サービスはご利用いただけません（詳しくは「【別表2】ご利用いただけない機能・サービス」をご参照ください）。

ISDN G4 FAX 通信／スーパー G3 FAX 通信 パケット通信 プッシュ回線の短縮ダイヤル機能 i・ナンバー	ユーザー間情報通知(UUI) ボイスワープセレクト等ボイスワープの一部機能 電話機能付インターホン(ドアホン) 代表組み ダイヤルイン BizFAX

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

- 以下の機能・各種サービスはご利用いただけない場合があります。

機能・サービス		備考
モデム通信等	ガス・電気水道等の遠隔検針	発信先の電話番号、通信方式によりご利用いただけない場合があります。 必要に応じてサービス提供者や製造会社へお問合せください。
	セキュリティサービス	
	ダイヤルアップによるインターネット接続	
	その他モデム通信	

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。
※FAXは概ねご利用いただけます。

(10) 104 番号案内

- 104 番号案内をご利用いただけます。

(11) ご利用料金

(11) -1.料金に関するご注意

- 本サービスのご利用料金はお申込みいただいた株式会社いちほらケーブルテレビから請求させていただきます。
※国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生の翌月にKDDIからご契約者に直接送付させていただきます。
- 請求書の発行時期、料金のお支払い方法については、株式会社いちほらケーブルテレビの定めるところによります。
- 基本料についてはご利用開始月および解約月については日割料金となります。また、付加サービス利用料については利用開始月は無料、解約月は全額のご請求となります。ただし、基本料・付加サービス利用料について同じ月にご利用開始と解約を行なった場合は全額のご請求となります。
- ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料については毎月月末時点においてご契約中のお客様に全額（※）をご請求させていただきます。
- 実際の請求時の消費税は、本紙に記載する料金の表示額の合計とは異なる場合があります。
- 本紙に記載する料金とは別に、開通または解約の際に株式会社いちほらケーブルテレビが設定する工事費等がかかる場合があります。詳しくは株式会社いちほらケーブルテレビにお問い合わせください。
- 保守費用につきましては実費を請求させていただきます。

(11) -2.月額利用料

a.定額利用料	
基本料	1,330円(税込1,463円)
b.その他料金	
通話明細発行注	100円(税込110円)

注 通話明細はJCOMよりご契約者に送付させていただきます。

(11) -3.通話料

種 別		通話料(税抜)	通話料(税込)
ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話、ホーム電話向け通話 「J:COM PHONE プラス」「J:COM PHONE ひかり」向け通話注1		無 料	
国内加入電話向け通話	市内通話	8円 / 3分	8.8円 / 3分
	県内市外通話注2		
	県外通話注2	15円 / 3分	16.5円 / 3分
国際通話注3	ダイヤル通話	例: アメリカ本土宛 9 円(免税) / 1分 フィリピン宛 35 円(免税) / 1分 中国宛 30 円(免税) / 1分	
携帯電話向け通話	au/UQ mobile宛	15.5円 / 1分	17.05円 / 1分
	上記以外宛注4	16円 / 1分	17.6円 / 1分
I P 電話向け通話		10円 / 3分	11円 / 3分
特別番号への通話	時報(117)	8円 / 3分	8.8円 / 3分
	天気予報(177)	市内・県内市外 8円 / 3分 県外 15円 / 3分	市内・県内市外 8.8円 / 3分 県外 16.5円 / 3分
	番号案内(104)注5	200円 / 案内	220円 / 案内
	電報(115)	アルティウスリンク株式会社設定料金注6	
	災害用伝言ダイヤル(171)	8円 / 1分	8.8円 / 1分
	行政 1XY サービス(188・189)	N T T コミュニケーションズ設定料金	
	ナビダイヤル(0570-)	N T T コミュニケーションズ設定料金	

注1 「J:COM PHONE プラス」「J:COM PHONE ひかり」はJCOMグループ会社が提供する電話サービスです。
注2 県内・県外の区分は郵政省令第24号（平成11年7月1日施行）によって定められた都道府県の区域に従っており、行政区分とは異なる場合があります。
注3 その他の国・地域、オペレータ通話の通話料についてはお問合せいただくか、JCOMのホームページ（<https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/cableplus/charge/asia/>）でご確認ください。
注4 衛星電話への通話等、一部通話料が異なる場合があります。詳細はJCOMのホームページ（<https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/variouscallcharges>）でご確認ください。
注5 障がい者向け無料案内サービス「スマイル案内」をご利用希望の方は、初回利用時にご登録して頂きます。
注6 アルティウスリンク株式会社の「でんぼっぽ」につながります。

(11) -4.ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料

ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス支援機関(電気通信事業者協会)が公表する認可料金の相当額
電話リレーサービス料	電話リレーサービス支援機関(電気通信事業者協会)が公表する認可料金の相当額

※ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は、1電話番号毎に請求させていただく月額料金です。
※認可料金は、それぞれの支援機関がユニバーサルサービス料の場合は原則6ヶ月ごとに、電話リレーサービス料の場合は原則1年ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。詳しくはそれぞれの支援機関のホームページをご参照下さい。
(ユニバーサルサービス料：https://www.tca.or.jp/universalservice/
電話リレーサービス料：https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/)
※ユニバーサルサービス料や電話リレーサービス料に係る制度およびお客様への請求につきましては、以下URLをご参照下さい。
(ユニバーサルサービス料に係るもの：https://www.jcom.co.jp/catv-service/universal/
電話リレーサービス料に係るもの：https://www.jcom.co.jp/catv-service/telephonerelay/)

(11) -5.手続きに関する料金

a.初期費用	
契約料	無 料
番号ポータビリティ	無 料

b.その他料金

番号変更	1 手続きあたり2,000円(税込2,200円)
------	--------------------------

※加入月の翌月末日までの番号変更は無料です。

(11) -6.付加サービス利用料

サービス名	月額利用料
割込通話	300円(税込330円)
発信番号表示	400円(税込440円)
番号通知リクエスト ^{注1}	200円(税込220円)
割込番号表示 ^{注2}	100円(税込110円)
迷惑電話自動ブロック	300円(税込330円)
着信転送 ^{注3}	500円(税込550円)

注 1 発信番号表示の契約が必要です。また、利用にあたり利用開始の設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話ご利用ガイド」をご確認下さい。
注 2 割込通話・発信番号表示の契約が必要です。
注 3 My auからのお申込みはできません。ケーブルテレビ会社へご連絡ください。また申込みに際し、ケーブルプラス電話のご契約者本人に相違ないことを確認させていただきます。本人確認に必要な書類は、電気通信事業法に定める電気通信番号計画別表第4本人特定事項の確認方法 1(1) および 6 にて指定された、運転免許証、パスポート、国民健康保険、健康保険、印鑑登録証明書等を指します。申込後、転送先電話番号・転送パターンの設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話ご利用ガイド」をご確認下さい。

(11) -7.割引料金

①auまとめトーク(ケーブルプラス電話からの発信通話について) [*] auケータイからの発信通話についてはau→自宅割の適用条件によります	
概要	JCOMに登録されたご契約者の連絡先電話番号にauまたはpovo1.0の携帯電話の電話番号が登録されている場合で、ケーブルプラス電話とauまたはpovo1.0の携帯電話 ¹ のご登録契約者氏名が同じ、もしくはご登録住所が同じ場合、以下の通話につき通話料相当額を割引し、無料といたします。 ①auひかり電話サービス ² ・auひかり ちゅら 電話サービス・ホームプラス電話・au one netの050電話サービス・コミュファ光電話 ² ・への国内通話 ②au携帯電話及びJCOMが指定する携帯電話サービス ³ （以下あわせて「au携帯電話等」）への国内通話（au世界サービス対応機種への国外通話の場合、発信元は無料ですが、着信先に通話料がかかります。） ※その料金月の末日において、ご登録の電話番号が解約・休止などの場合、UQmobileやpovo2.0のものの場合、本割引の対象外となります。 ※JCOMに登録されたご契約者の連絡先電話番号について、内容の変更 ⁴ があった場合、あらためて届出が必要です。届出されていなかった場合、本割引の対象外となることがあります。 ※ 1 au携帯電話等には沖縄セルラー電話株式会社に係るものも含まれます。 ※ 2 付加サービスの050電話サービスを含みます。 ※ 3 UQmobile、povo1.0およびpovo2.0ならびにこれらの設備を利用した一部の携帯電話サービスを含みます。 ※ 4 携帯電話番号ポータビリティによる事業者の変更を含みます。
注意事項	・料金月の月末において、登録されているauまたはpovo1.0の携帯電話が解約・休止等の場合、auまとめトークの割引はありません。 ・本割引の適用について、KDDI、沖縄セルラー電話株式会社および株式会社いちほらケーブルテレビに通知されることについて、承諾していただきます。

②オプションお得バックについて

概要	ケーブルプラス電話の回線で、割込通話、発信番号表示、番号通知リクエスト、割込番号表示および迷惑電話自動ブロック（以下あわせて「対象付加サービス」）の付加サービス利用料が同時に発生する場合 [*] 、その付加サービス利用料（月額利用料）の合計額1,300円（税込1,430円）を、690円（税込759円）に割引します（オプションお得バック）。 [*] オプションお得バックは、対象付加サービスの付加サービス利用料が発生する月のその付加サービス利用料に自動で適用されます。
----	---

(12) 宅内機器について

- 本サービスをご利用の際は、ご利用の株式会社いちほらケーブルテレビが設置する宅内機器をJCOMが指定する方法に則って接続してご利用ください。指定外の機器に交換したり、指定外の接続をされる場合、約款の規定に反する行為とみなしサービスの提供をお断りする場合があります。
- 宅内機器の電源は、常にONの状態でご利用願います。電源がOFFの状態では発信／着信ができなくなりますのでご注意ください。
- 本サービスは、宅内機器と接続された電話機からのみご利用いただけます。
- 宅内機器の仕様は、予告無く変更となる場合があります。
- 宅内機器には動作ソフトの自動バージョンアップ機能があります。バージョンアップの際には、機器の起動に時間を要したり、機器が再起動することがあります。また、再起動するとサービスが一旦停止します。
- 宅内機器に故障が生じた際はご利用の株式会社いちほらケーブルテレビが交換・修理対応をいたしますが、お客様責任による故障・紛失の場合は実費請求いたします。
- 宅内機器をラジオなどの電波を受信する機器の近くで使うと、受信障害（ノイズ）を引き起こすことがあります。このような場合は、宅内機器とラジオなどを離してご使用ください。

(13) 本サービスの解約について

- 本サービスを解約される場合にはご利用の株式会社いちはらケーブルテレビ[(3) お問い合わせ先をご参照ください]へお申し出ください。また、転居に伴う解約に際し、転居先においてauひかり 電話サービスへご加入予定で、その際現在の電話番号の継続利用を予定されている場合は、その旨を必ず株式会社いちはらケーブルテレビへお申し出下さい。
- 宅内機器等については、株式会社いちはらケーブルテレビにて撤去工事を行ないます。
- 番号ポータビリティを利用してご利用の本サービスの電話番号を他事業者で継続して利用される場合は、他事業者へ事前に番号の継続利用を希望する旨、お申し出ください。なお、KDDIが割り当てた電話番号を本サービスでご利用の場合、他事業者が提供する電話サービスへの移行に際して番号ポータビリティを利用することはできません。
- 番号ポータビリティを利用して他事業者が提供する電話サービスに移行する場合、N T T 東日本・N T T 西日本での電話番号の継続利用の設定完了後、本サービスはご利用いただけなくなります（ご申告いただいてから変更先事業者での手続き完了までは本サービスでのご利用となります。）。
- 番号ポータビリティを利用して他事業者が提供する電話サービスに移行する場合、電話番号の継続利用に要する期間および料金等については移行先の電話サービス提供会社にご確認ください。

(14) 本サービスの提供条件を説明する会社

株式会社いちはらケーブルテレビ（代理店届出番号：第C2006699号）

【別表1】接続可否

発着区分	種 別	ダイヤル	接続可否	説 明	備 考
電話をかける場合	1XYの3桁番号サービス（一部4桁）	104	○	番号案内	
		110	○	警察（緊急呼）	
		111	×	線路試験受付	
		113	×	故障受付	NTT東日本・NTT西日本の故障受付にはつながりません。
		115	○	電報受付	アルティウスリンク株式会社の「でんぼっぽ」につながります。
		116	×	営業受付	NTT東日本・NTT西日本の営業受付にはつながりません。
		117	○	時報	
		118	○	海上保安（緊急呼）	
		119	○	消防（緊急呼）	
		122	○	固定優先解除	122をダイヤルした後に続けて本サービスでご利用可能な事業者識別番号（0091で始まる番号を除く）をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたことになります。
		125	×	でんわ会議	
		142	○	着信転送[JCOM付加サービス]	JCOMの「着信転送」サービスの設定変更が可能です。
		144	○	迷惑電話撃退、迷惑電話自動ブロック[JCOM付加サービス]	JCOMの「迷惑電話撃退」「迷惑電話自動ブロック」サービスの設定変更が可能です。
		147	×	ボイスワープセレクト	
		148	○	番号通知リクエスト[JCOM付加サービス]	JCOMの「番号通知リクエスト」サービスの設定変更が可能です。
		161～167	×	ファクシミリ通信網等	
		171	○	災害用伝言ダイヤル	
		177	○	天気予報	
		184-	○	発信者番号通知拒否	
		186-	○	発信者番号通知	
		188 / 189	○	行政1 X Y サービス	
	0AOから始まる電話番号	010-	○	国際電話	
		050-	○	IP電話	ほぼ全てのIP電話事業者と通話可能です。
		070-／080-／090-	○	携帯電話	
電話をかける場合	0AB0の4桁番号サービス	0120-	○	フリーダイヤル/フリーコールD X/フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります。
		0570-	○	ナビダイヤル	ナビダイヤルのご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります。
		0800-	○	フリーダイヤル/フリーコールD X/フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります。
		0990-	×	災害募金サービス	
	00XYの事業者識別番号（KDDI提供）	0077-	○	各種サービス（フリーコール、DODサービス等）	
		0051-0053-1-0053-9-0055-0056-0057-	○	国際オペレータ通話等各種国際電話サービス	
		0077-22-0077-80-0077-48-	○	KDDI DODサービスの一部	
		0053-63-	×	KDDI DODサービスの一部	
		0077-43-	×	KDDI VPネット（仮想専用線サービス）、広域短縮	
		0052-0053-53-	×	KDDI国際電話サービスの一部	
				国際料金通知	
	00XYの事業者識別番号（他社提供）	00XY-	×	「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信（0088フリーコールなど以下に記載のものは除く）	・ACR機能は停止して利用することをお勧めいたします。 ・事業者識別番号の後に国内・携帯・国際（自動ダイヤル）等の本サービスでご利用可能な電話番号をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたことになります。
		0037-6-0044-0066-0088-	○	0037-6- 着信課金サービス 0044国際着信課金サービス 0066国際国内着信課金サービス 0088フリーコール	
		#ダイヤル	×	着信短縮ダイヤル、クイックナンバー等	
		#4桁の番号	×	1XYの3桁番号サービスを使った着信	コレクトコール、話中調べ等での着信
電話を受ける場合	他社サービスの着信		×	他社の着信者課金サービスの着信電話としての設定・登録	

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

ケーブルプラス電話お申込み事前確認シート

◆現在のお客様のご利用状況およびお申し込みに関する確認事項

項目	確認内容(該当するものに☑)	注意事項
現在ご利用の電話サービス	☐ NTT加入電話 または NTT加入電話・ライトプラン	ケーブルプラス電話で現在の電話番号を継続してご利用いただけます。 継続利用する場合は「番号ポータビリティ」の項の「番号ポータビリティを利用する」の欄を、継続利用しない場合は「番号ポータビリティを利用しない」の欄をあわせてご確認ください。 ※INSネットでのナンバーをご利用の場合、主電話番号について、番号ポータビリティをご利用いただくと子番号は自動的に廃止されます。i・ナンバーの子番号について、番号ポータビリティの利用をご希望の場合は個別にINSネットの子番号である旨を記載してお申込みください。
	☐ NTT INSネット64 または NTT INSネット64 ライト	※ISDN専用電話機やISDN専用端末はご利用いただけませんのでご注意ください。 DSU (回線終端装置)、TA (ターミナルアダプタ)をご利用の場合、本サービスの開通日以降にお客様ご自身での取外しが必要となります。
	☐ KDDIホームプラス電話 または auひかり電話サービス等	同じ電話番号でケーブルプラス電話をご利用頂けます。ケーブルプラス電話の開通と同時に切替前の電話サービスは自動的に解約されます。お客様による解約手続きは行わないでください。 ※auひかりをご利用の場合、ネットサービス・テレビサービスの取扱いについてはKDDIまたはご契約のプロバイダへお問合せ下さい。
	☐ その他サービス (NTTひかり電話など)	現在お使いの電話番号がNTT加入電話またはINSネット64 (ライト含む) 向けに発番された番号の場合、番号ポータビリティにより同じ電話番号でケーブルプラス電話をご利用いただけます。
	☐ 固定電話を使っていない	KDDIより市外局番で始まる電話番号を発番します。
現在ご利用のインターネット環境	☐ ケーブルインターネットサービス	継続してご利用いただけます。
	☐ 通信事業者の光インターネットサービス	継続してご利用いただけます。
	☐ ADSL (電話共用タイプ)	ケーブルプラス電話の開通と同時にADSLはご利用いただけなくなります。現在ご利用の電話が解約となってもADSLは自動解約となりませんので、お客様からADSL事業者へ、ADSL解約のご連絡が必要です。
	☐ ADSL (専用タイプ)	継続してご利用いただけます。
	☐ ISDN	ケーブルプラス電話はアナログ電話機に対応したIP電話 (インターネットプロトコルを利用した通常の電話サービス) のため、ISDNの機能はご利用いただけません。
	☐ ダイヤルアップ	アクセス番号が市外局番で始まる電話番号の場合、継続してご利用いただけます。「00XX」等で始まる電話番号の場合、継続してご利用いただけないことがあります。
番号ポータビリティ	☐ 番号ポータビリティを利用する	NTT東日本・NTT西日本またはNTT東日本・NTT西日本以外の事業者 (以下「他社」) から本サービスへの番号ポータビリティを利用した移行に際し、NTT加入電話、INSネット64は休止、NTT加入電話・ライトプラン、INSネット64・ライトまたは他社の電話サービスは解約が必要となります。NTT東日本・NTT西日本および他社への手続きはKDDIが代行して行ないます。お客様からの手続きは必要ありません。 NTT東日本・NTT西日本および他社の付加サービス、割引サービスも解約となります。 ・NTT加入電話、INSネット64からの番号ポータビリティの場合、休止工事費3,000円 (税込3,300円) が別途NTT東日本・NTT西日本よりお客様へ請求されます。 ・NTT加入電話、INSネット64の休止に伴い、NTT東日本・NTT西日本から休止連絡票 (「利用休止のお知らせ」) がお客様へ送付されます。休止連絡票は、再度NTT東日本・NTT西日本をご利用される場合に必要となりますので、大切に保管してください。 ・NTT加入電話、INSネット64の利用休止期間は原則5年です。5年を経過した日からさらに5年が経過 (合計10年間) するまでに延長を行わない場合は権利が失効となる場合がありますので、ご注意ください。詳しくはNTT東日本・NTT西日本 (116) にお問い合わせ下さい。 ※番号ポータビリティをご利用いただけない場合はKDDIより新しい電話番号を発番いたします。
	☐ 番号ポータビリティを利用しない	KDDIから新しい電話番号を発番します。現在ご利用中の電話サービスは、お客様にて休止もしくは解約のお手続きをお願いいたします。
	マイライン	☐ マイライン・マイラインプラスに登録している
各種割引サービス	☐ 各種割引サービスに加入している	お申込み電話番号において、NTT東日本・NTT西日本または他社が提供する各種割引サービスをご利用の場合は、本サービスへの移行後も定額料金が発生する場合がありますので、必ず解約の手続きを行なってください。
現在利用中の電話機	☐ 電話機をレンタルしている	レンタル電話等の機器リースをご利用の場合は、ケーブルプラス電話の開通日までにNTTファイナンス㈱ (連絡先:0120-255-805) へご連絡下さい。 また、NTT東日本・NTT西日本から単体電話機 (黒電話、カラー電話機、プッシュホン) をレンタルしている場合は、ケーブルプラス電話をお申し込み頂く前に必ずNTT東日本・NTT西日本 (116) へ「買い取り」または「レンタル終了 (NTTへの返却)」をご連絡下さい。 ※NTT東日本・NTT西日本へ連絡されなかった場合、単体電話機 (黒電話、カラー電話機、プッシュホン) は、買い取り扱いとなります。

◆お申し込みにあたっての注意事項

項目	確認内容(確認したら☑)	注意事項
停電	☐ 停電時はご利用いただけません	ケーブルプラス電話は停電時はご利用いただけません。(発信・着信ともにご利用いただけません。)携帯電話・PHSや公衆電話をご利用ください。
電話帳	☐ 電話帳の配布は有料となります	電話帳の配布は有料となります。電話帳の配布や、料金、お支払い方法等に関するお問い合わせは、NTTタウンページのホームページ (https://www.ntt-tp.co.jp/) にお願いたします。
着信転送	☐ 無応答時転送、応答後転送はご利用いただけません ☐ お申込後、転送先番号・転送パターンの登録が必要です ☐ お申込みの際は、本人確認書類をご提示いただきます	ケーブルプラス電話では、「無条件転送」、「スケジュール転送」、「話中転送」の3つの機能をご利用いただけます。NTTの「ボイスワープ」で提供されている「無応答時転送」「応答後転送」機能はご利用いただけません。お申込後、転送先電話番号や転送条件等の設定を行い、5分程度間をおいて (スケジュール転送は転送を設定している時間帯に) 実際に転送が行われていることをご確認ください。 運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード等、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真が貼付されているものをご用意ください。
番号通知リクエスト	☐ お申し込み後、機能を有効にしてください	お申し込み時は機能はOFFになっております。ご契約のケーブルプラス電話回線から「148 (通話料無料)」をダイヤルし、ガイダンスに従って機能を有効にしてください。
迷惑電話自動ブロック	☐ 申込書「同意事項」のご確認・ご同意が必要です	かかってきた全ての通話について迷惑電話かどうかの判定を行うこと、かかってきた通話の特定の情報をトビラシステムズ㈱に開示することについて、ご同意いただきます。
ナビダイヤル	☐ ナビダイヤルの着信用回線にはご利用いただけません	ケーブルプラス電話は、NTTコミュニケーションズの「ナビダイヤル」の着信用回線としてご利用いただけません。
通話明細	☐ 通話明細は有料となります	「My au」にて、前月を含む過去3ヶ月以内の通話明細をご確認いただけます。 ※当月の通話明細は確認できません。 月額100円 (税込110円) で紙面での通話明細を送付いたします。紙面での通話明細をご希望の際は、別途お申込みください (通話明細書はJCOMよりご契約者に送付させていただきます)。
現在ご利用中のサービス	☐ 「緊急通報システム」「福祉電話」利用	現在、110番、119番非常通報装置 ^(注1) 、または緊急通報等を行なう自動通報装置 (電話機) ^(注2) をご利用のお客様は、本サービスで継続してご利用いただくことはできません。このため、本サービスはお申込みいただけません。 (注1) 非常ボタン等を押すことにより110番 (警察)、119番 (消防) へ自動的に発信し、発信元の情報を自動音声で伝える装置。 (注2) 主に各自治体が高齢者の方や体の不自由な方などに提供している電話機で、ボタンを押すことにより緊急通報を行なうことができるものでペンダントタイプの場合もあります。「緊急通報システム」「あんしん電話」等の名称で呼ばれています。
	☐ セキュリティサービス利用	ご利用いただけない場合があります。お客様にてサービス提供会社にご確認ください。
	☐ ホームテレフォン・ビジネスフォン、電話機能つきドアフォン	別途工事が必要となる場合があります。お客様にてサービス提供会社にご確認ください。ドアフォン (電話機能付) をご利用の場合は必要に応じて別に電話機をご用意ください。

その他の注意事項につきましては、『「ケーブルプラス電話」に関する説明事項 (重要) 』をご確認ください。

上記項目を確認しました

確認日	お客様名	ご案内担当者名
月 日		

機能・サービス		注意事項・備考
通信機能・サービス	ISDN	現在INS64をご利用中の場合は以下の点にご注意願います。 ・本サービスではISDNの機能はご利用いただけません。 ・2ch利用はできません。1ch (1回線) での提供となります。 ・ISDN専用電話機やISDN専用端末はご利用いただけません。 ・DSU、TA (ターミナルアダプタ) を取り外してください。 ・ISDNのサブアドレス着信 (相手先電話番号の後に「*」を付けてダイヤルする) 等はおご利用いただけません。
	G4 FAX通信／スーパーG3 FAX通信	G3 FAXは概ねご利用いただけます。
	パケット通信	
	ユーザー情報通知 (UUI)	
	プッシュ回線の短縮ダイヤル機能	短縮ダイヤル以外のプッシュホン機能はご利用いただけます。
	ボイスワープセレクト等	
	ボイスワープの一部機能	JCOMの転送サービスでは無応答時転送、応答後転送機能はご利用いただけません。
	電話機能付インターフォン (ドアフォン)	電話の発着信は利用できなくなりますので、必要に応じて別の電話機をご用意ください。
	i・ナンバー	
	代表組み	
	ダイヤルライン	
J・COM又は他社が提供する機能・サービス	お申込み電話番号に付随する各種サービス	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。
	BizFAX	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。

※番号ポータビリティをお申込みの場合、NTT東日本・NTT西日本の付加サービス、割引サービスは自動的に解約となります。
※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。



固定電話サービス（ひかりdeトークS）

契約について

○ご注意

- 「ひかりdeトークS」は「ひかりdeネット」1契約につき1回線の契約となります。
- 「ひかりdeトークS」のお申し込みによる契約は、「ひかりdeトークS契約約款」にご同意いただきます。
- 「ひかりdeトークS」は集合住宅にお住まいの方は建物の設備の状況等によりサービスのご提供ができない場合があります。
- インターホン機器の共用について
インターホン機器を共用している場合については、別途配線工事が必要となります。このような追加工事はお客様のご負担となります。
- ホームセキュリティサービスについて
電話回線を利用したホームセキュリティサービスはご利用いただけない場合がございます。詳しくは、ご契約されている警備会社等へご連絡をお願いいたします。
- ガス・水道検針、遠隔遮断システムについて
ガス漏れなどの自動通報サービスや遠隔遮断、ノーリングサービス、その他電気、ガス、水道等の自動検針サービスをご利用されている場合には、「ひかりdeトークS」ではご利用できなくなる場合がございます。ご契約されているガス会社等へご連絡をお願いいたします。
- ホームテレホン、ビジネスホン
一部機種によっては使用できなくなる場合がありますので、予めご了承ください。
- インターネット利用について
 - ISDNやADSLは、「ひかりdeトークS」ではご利用になれません。
 - ダイヤルアップ（電話接続）のインターネットサービスをご利用の際は、プロバイダーのアクセスポイントの電話番号によっては、一部ご利用になれない場合がございますので予めご了承ください。また、パソコンの設定変更はお客様にて実施いただきますようお願いいたします。
- FAXのご利用について
FAXのご利用については理論上使用できますが稀に使用できない場合がございます。FAXの送受信等についてのサポートは承りかねますので、各FAXメーカーにお問い合わせください。
- ACR/LCR/0036/0039等の自動ダイヤル機能について
ACR/LCR/0036/0039等の自動ダイヤル機能をオンにしたまま利用すると、「ひかりdeトークS」をご利用できなくなりますので、その機能を解除していただきます。解除方法については各電話機メーカーにお問い合わせください。
- 災害時優先通信について
「ひかり de トーク（S）」は「災害時優先通信」には対応しておりません。
「災害時優先通信」とは、災害発生時に総務省の特定する機関（例：病院、消防署等）の通信を優先して接続する機能です。総務省の特定する機関であって災害時優先通信を必要とする場合は、当該機能を有する通信回線を別途ご利用いただく場合がございます。
- 「ふれあい案内」について
「ひかり de トーク（S）」では「ふれあい案内」はご利用になれません。
「ふれあい案内」とは、NTT東日本およびNTT西日本が行っている福祉サービスで、各種障害者手帳をお持ちの方の一部を対象に、電話番号案内を無料とするサービスです。

- 下記サービスをご利用中の場合、「ひかりdeトークS」をお申し込みいただけない可能性があります。NTT東日本の「ご利用料金内訳書」等、現在ご利用中の電話会社からの請求書等で各項目についてご確認ください。

1.フリーダイヤル又はフリーアクセスをご利用の場合

※フリーダイヤル・フリーアクセスとは、ご契約されている電話番号のほかに、0120や0800等で始まる電話番号を契約し、外部からの通話料金（受信者払い）の電話を受け付けるサービスです。

2.ダイヤルインサービスをご利用の場合

※ダイヤルインサービスとは、ご契約されている電話番号のほかに、複数の電話番号を利用できるサービスです。

3.二重番号サービスをご利用の場合

※二重番号サービスとは、ご契約いただいている電話番号のほかに、もうひとつの電話番号を利用できるサービスです。

4.代表取扱サービスをご利用の場合

※代表取扱サービスとは、同一拠点に設置される複数の契約回線でグループ（代表群）を構成し、予め決められた代表（親）番号に着信があった場合、事前に契約した選択方式に従い、代表群から空いている回線を選んで着信できるサービスです。

5.その他下記サービスをご利用の場合

- ピンク電話、共同電話
- 110番、119番直接通報システム
- 高齢者向け緊急通報システム
- 0035で始まる電話番号へ発信することが利用できるサービス
- ボイスワープセレクト
- 0180番号を利用して提供するテレゴング、ダイヤルQ2、Lモード、オフトーク通信、でんわばん、電話会議、メッセージイン等
- 視聴者参加型通信サービス

○住所

- ご利用場所は、緊急通報受理機構「警察（110）、海上保安（118）、消防（119）」へ正しく通知するためにとても大事な情報になります。「ひかりdeトークS」でご登録いただくご利用場所が間違っていると、緊急通報受理機構から迅速な対応ができない場合がございます。

○番号ポータビリティ

- 番号ポータビリティとは電話のご利用にあたって、NTT等他社で使用していた電話番号をそのままIP電話で使えるようになるサービスです。
 - 番号ポータビリティ適用条件
 - 「NTTアナログ回線」「NTTISDN回線」「KDDIメタルプラス」「NTTひかり電話」「ひかりone電話サービス」で、尚且つ上記回線でNTTアナログ回線及びISDN回線で取得した番号に対し、適用できます。
 - 1) 以外の条件の方が番号ポータビリティをご希望される場合には一旦、NTT加入電話回線にお戻しいただく必要があります。
 - 従来ご加入いただいていた他社電話サービスにて登録されていた住所表示と相違がある場合、番号ポータビリティはできません。
 - iナンバー（複数番号）ご利用の場合、1番号（子番号）のみ番号ポータビリティが可能です。親番号を番号ポータビリティしたい場合には事前にNTTへ「親子切替工事」をお申し出いただく必要があります。
 - 番号ポータビリティ注意点
 - 番号ポータビリティのご利用にあたって、NTT東日本の契約者情報の確認やNTT東日本の番号に付随する各種サービスの変更・解約などのお手続きをお願いする場合がございます。
 - 加入電話等でこれまで利用していた電話番号をそのまま利用する場合、別途加入電話等の休止工事費2,200円がNTTより請求されます。
 - NTT東日本との番号ポータビリティ手続きの際、電話番号のご契約状態によってお申し込みを承れない場合が

ございますのでご了承ください。

- 4) 番号ポータビリティ手続きの関係上、「ひかりdeトークS」のご利用までには、TAの設置後、10日程度かかります。また、重量型ADSL・ISDNサービスをご利用になっていた場合は、開通まで通常よりさらにお時間がかかります。NTT東日本による番号ポータビリティ工事完了後、「ひかりdeトークS」でのご利用開始となります。
- 5) 「おとくライン」をご利用中の場合、事前にNTTアナログ契約への回線戻しを行ってください。また「おとくライン」にて、その他サービスをご利用中の場合は、事前にソフトバンクへサービスのご解約をお申し出ください。
- 6) 他社IP電話サービスからの移行（当社の従来型IP電話「ひかりdeトークF」を含む）で番号ポータビリティを希望された場合、一時的にNTT回線に移行し、再度「ひかりdeトークS」に番号ポータビリティを行う必要がございます。

ご利用にあたって

1. 「ひかりdeトークS」のご利用にはTAが必要になります。TAはレンタルにてご提供いたします。なお、ご利用料金は「ひかりdeトークS」月額基本料金に含まれます。
※IP電話アダプターは、当社からの貸与品となりますので、解約時には返却していただきます。紛失した場合は別途ご請求となります。
2. 「ひかりdeトークS」はインターネット回線を利用したIP電話サービスです。インターネット回線の状態によって利用できなくなる場合がございます。
3. 停電やブレーカーの停止によりONUとTAの電源が強制的に落とされた場合にはONU、TAのリセットをお願いいたします。
4. 電話器を複数台利用中の方は、分配器による配線工事が必要となります。
5. 「ひかりdeトークS」の通話明細は、WEB明細でご確認ください。URLやIDパスワードは開通後、お客様宛に郵送でお送りします。
6. 「おうち割」のお申し込みは、ソフトバンクショップでのお手続きが必要となります。

登録住所について（お引越しの時には…）

1. お引越し等で住所移動があった場合には基本的に電話番号は変更となります。同番号を希望される場合一時的にNTT回線に移行し、再度「ひかりdeトークS」に番号ポータビリティを行う必要がございます。

電話帳掲載について

1. 電話帳掲載については無料となります。
ただし、重複掲載については電話帳発行毎（通常1年毎）1掲載につき、550円となります。
※重複掲載は、同じ電話帳に複数のお名前を掲載する場合やお客様の電話番号地域以外の電話帳に掲載する場合に発生します。
2. 電話帳掲載情報について
お申し込みいただいた電話番号の電話帳掲載情報・104番号案内情報については、NTT東日本以外の番号案内事業者、電話帳発行事業者についてもNTT東日本より提供されています。一部、NTT以外の電話帳発行事業者から発行される電話帳に掲載されない場合があります。
3. 電話帳の配布について
 - 1.電話帳の配布を希望される場合は、別途タウンページセンター（電話:0120-506-309）へご連絡をお願いいたします。
 - 2.電話帳の配布は有料です。料金および支払い方法についてもあわせて上記タウンページセンターにご確認ください。

個人情報の取り扱いについて

1. お客様からお預かりする個人情報は、ソフトバンクモバイル株式会社と共同利用することを予めご了承ください。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス制度により、「ひかり de トーク（S）」をご利用いただいてるお客様に、ユニバーサルサービス支援機関が公表する認可料金の相当額を「ユニバーサルサービス料」として1電話番号毎にお支払いいただきます。

※ユニバーサルサービス制度とは、NTT東日本・NTT西日本が提供しているユニバーサルサービス（加入電話・公衆電話・緊急通報などの国民生活に不可欠な電話サービス）を全国どの世帯でも公平で安定的に利用できる環境を確保する為に必要な費用を、電話会社全体で応分に負担する制度です。

※ユニバーサルサービス料の番号単価は半年に一度見直しを行うこととなっています。

※ユニバーサルサービス制度の詳細は、ユニバーサルサービス支援機構である社団法人電気通信事業者協会のホームページ

（<https://www.tca.or.jp/universalservice/>）または電話受付（03-3539-4830）にご確認ください。※ユニバーサルサービス料は回線が開通した翌月よりご負担いただきます。また、解約月や契約の休止中も料金がかかります。

電話リレーサービス料について

電話リレーサービス制度により、「ひかり de トーク（S）」をご利用いただいてるお客様に、1電話番号毎に「電話リレーサービス料」をお支払いいただきます。

※電話リレーサービス料は、電話リレーサービス（聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。

なお、電話リレーサービス支援機関（一般社団法人電気通信事業者協会）から1番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

※認可料金は、電話リレーサービス支援機関が原則1年度ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。

詳しくは支援機関のホームページをご参照ください。（https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/）

サービスの解約について

1. 「ひかりdeトークS」を解約し、ご利用いただいていた電話番号をNTT東日本など他事業者での利用に変更する場合は、NTT東日本などの番号の変更先事業者へ事前に番号の継続利用希望の旨をご申請ください。その場合、NTTなどの変更先事業者での番号ポータビリティの設定完了後、「ひかりdeトークS」はご利用いただけなくなります。
2. 変更先事業者での番号ポータビリティに要する時間、料金などについては変更先事業者へご確認ください。
3. ライトプラン、i・ナンバーなどの電話番号で番号ポータビリティをされた場合、「ひかりdeトークS」解約後同じ番号を利用できない場合がございます。電話番号の継続利用可否につきましては、NTTのお手続き時にあわせてご確認ください。
4. NTT回線の休止解除を行う際には、休止解除工事費等が別途NTT東日本より請求されます。
5. そのほか、電話回線の新規敷設に関わる工事費用が別途発生する場合がございます。詳しい工事内容、工事金額につきましては、NTT東日本のお手続き時にあわせてご確認ください。
6. 解約の際は、撤去費のご請求となります。
7. NTT東日本の加入電話等サービスの利用休止について
 - 1.「ひかりdeトークS」ご利用に際し、現在ご利用中のNTT東日本の加入電話等サービスの利用休止（ライトプランの場合は契約解除を含む）につきましては、当社がお客様に代わってNTT東日本へのお申し込み手続きをさせていただきます。
 - 2.利用休止（ライトプランの場合の契約解除を除く。以下同じ）の工事完了後、NTT東日本へのお申し込み手続きをさせていただきます。
 - 3.NTT東日本の加入電話等サービスの利用休止のお取り扱い、5年間となっており、それを経過しても利用休止の継続、又は再取り付けのお申し出がない場合は、更に5年間を経過した時点でNTT東日本の加入電話等サービスを解除されたものとして取り扱われますが、利用休止継続の手続きをすることで、5年単位で利用休止期間を更新することができます。利用休止継続の手続き等につきましては、NTT東日本から送付される「利用休止のお知らせ」でご確認ください。
「ひかりdeトークS」は「TOKAIケーブルネットワークひかりdeトークS契約約款」に基づきサービスを提供いたします。詳しくはTOKAIケーブルネットワークホームページ（<https://www.thn.ne.jp>）でご確認ください。

あいチャンススマートTV (ケーブルプラスSTB-2)

あいチャンススマートTVについて

1. 「あいチャンススマートTV」サービス（以下本サービス）のご利用には、当社ひかりインターネットサービスへのご加入が必要となります。※別途月額利用料がかかります。
2. 本サービスのご利用にあたり、KDDI株式会社が提供する、au IDが1つ払い出されます。本IDのご利用にあたり、「au ID利用規約」に同意いただきます。
3. TELASA(旧auビデオパス) をお申し込みされる場合、本サービスのホーム画面よりお申し込みいただき「auかんたん決済会員規約」に同意いただきます。
4. 本サービスのご利用にあたり、トレンドマイクロ社が提供する「ウイルスバスター for au」を無償でご利用いただけます。ご利用にあたり、「ウイルスバスター for au」の使用許諾に同意いただきます。なお、本サービスをご利用いただく場合は、「ウイルスバスター for au」が自動的に利用開始となることを承諾していただきます。

最低利用期間について

本サービスの最低利用期間は6ヶ月となります。

解約について

1. 最低利用期間内にご解約される場合は、所定の解約手数料のほかに、残月数分の月額利用料がかかります。
2. 本サービスをご解約された場合、本サービスに付随する各サービスは自動的に解約されます。ただし、au IDは自動的に解約されません。不要な場合は、お客様ご自身にてau IDのホームページよりご解約手続きを行ってください。

アプリケーションについて

1. 予め、あいチャンススマートTVにインストールされているもの以外のアプリケーションの使用をご希望される場合は、各アプリケーションの利用規約に予め同意いただいたうえで、あいチャンススマートTVよりご利用ください。
2. au IDおよびパスワード、暗証番号はアプリケーションをご購入・ダウンロード時に必要となります。au ID利用規則に従い、大切に保管いただきますようお願いいたします。
3. お客様でご購入・ダウンロードしたアプリケーションについて、映像視聴やインターネット利用に影響を及ぼす等の当社が想定しない挙動をする場合があります。お客様の責任においてご利用ください。
4. 一部アプリケーションにおいて、時間指定等の起動設定を行った場合、映像視聴やインターネットご利用中にアプリケーションが起動する可能性があります。必要時以外はアプリケーションの起動設定をオフにしてご利用ください。
5. お客様がダウンロードされたアプリケーションの内容については、お客様サポートを行うことを目的に、当社にて履歴管理いたします。

視聴年齢制限について

ケーブルプラスSTB-2にて視聴年齢制限を設定することが可能です。お子様などに見せたくない番組がある場合はケーブルプラスSTB-2にて設定を行ってください。

インターネットのご利用について

当社インターネットにご加入の場合、インターネットにアクセスが可能です。お子様などがケーブルプラスSTB-2を使ってインターネットをご利用になる場合には、有害サイトフィルタリングサービスを利用することで、インターネットの有害サイトを閲覧できないように制限をかけることができます。詳しくは、ケーブルプラスSTB-2の取扱説明書またはウイルスバスター for auの説明をご覧ください。

録画機能について

1. ケーブルプラスSTB-2に外付けハードディスク(USB接続に限ります)を接続することで、番組を録画することができます。
2. ケーブルプラスSTB-2の機器交換や撤去を行った場合、録画番組が視聴いただけなくなります。なお、録画番組の消失、破損が生じた場合、当社は責任を負いかねます。予めご了承ください。
3. ケーブルプラスSTB-2に外付けハードディスクの付け替えを行った場合、外付けハードディスク設定時にハードディスクが初期化され録画番組が消去されます。予めご了承ください。
4. ホームネットワーク（DLNAなど）で接続し、お客様側の機器の不具合により視聴・録画ができなかった場合、当社は責任を負いかねます。予めご了承ください。

無線接続の環境について

1. 本サービスにおいては、Wi-Fi機能（クライアント）をご利用いただけます。Wi-Fiの特性上、ケーブルプラスSTB-2の設置場所やWi-Fiルーターの場所、建物の構造や材質等により、通信速度が遅くなる場合や、電波が届かない場合がございます。
2. 当社で行う工事は、ケーブルプラスSTB-2の設置までです。各機器に接続する端末の設定等につきましては、お客様ご自身にて行っていただきますようお願いいたします。
3. Wi-Fi機能では、LANケーブルを使用する代わりに、電波を利用してパソコン等と無線アクセスポイント間での情報のやり取りを行うため、電波の届く範囲であれば自由にLAN接続が可能であるという利点がございます。その反面、電波はある範囲内であれば障害物（壁など）を越えて全ての場所に届くため、セキュリティに関する設定を行っていない場合、通信内容を盗み見られる、もしくは不正に侵入されるなどの可能性がございます。ケーブルプラスSTB-2には標準でセキュリティが設定されていますので、設定を無効にせずそのままご利用されることをお奨めいたします。
4. セキュリティ対策を施さず、あるいはWi-Fi機能の仕様上やむを得ない事情によりセキュリティの問題が発生してしまった場合、当社はこれによって生じた損害に対する責任は負いかねます。予めご了承ください。
5. 本サービスでは、2.4GHzと5GHz帯域の電波を使用しています。2.4GHz周波数帯では、電子レンジ等の産業・科学・医療機器のほか、他の同種無線局、工場の製造ライン等で使用される免許を要する移動体識別用構内無線局、免許を要しない特定小電力無線局、アマチュア無線局等（以下、「他の無線局」と略す）が運用されています。

- 1) 使用する前に、近くで「他の無線局」が運用されていないことを確認してください。
- 2) 万一、「他の無線局」との間に電波干渉が発生した場合は、電波の発射を停止し混信回避のための処置について当社までご相談ください。
- 3) その他、電波干渉の事例が発生した場合は、当社までお問い合わせください。

損害賠償について

1. 当社は、提供するアプリの内容を変更または終了することがあります。変更または終了によって生じる損害賠償には応じません。
2. 当社の責めに帰さない事由により発生したあらゆる事象に対しての損害賠償には応じません。
 - ・天変地異などによるサービスの停止および受信障害
 - ・機器が正常に動作しなかったことによる不具合
 - ・当社設備および機器に接続されたお客様の施設および接続機器などの損害
3. インターネットのご利用による第三者とお客様の間に生じた損害賠償義務および責任を当社は一切負いません。
4. 当社の責めに帰さない事由により有料アプリケーションがご利用できない場合、障害の原因となった提携事業者がその規定に従い賠償するものとします。

機器について

1. 本サービスの提供に必要なケーブルプラスSTB-2は貸出品です。故障の場合は当社までご連絡ください。
2. お客様の過失により紛失・破損された場合は損害金（40,000円※不課税）を請求させていただきます。なお、破損品の回収・交換を実施する場合は、損害金に加え、別途出張費・交換費用（実費）がかかります。
3. ケーブルプラスSTB-2本体やACアダプタに水をかけたりしないでください。感電・火災の原因となります。機器の開口部（通風口など）をふさがないように、ケーブルプラスSTB-2と壁の間に10cm以上の隙間を空けてください。通風口をふさぐと内部に熱がこもり、故障もしくは火災の原因となります。（その他、取り扱いに記載されている「安全上の注意」を必ずお守りください。）
4. ケーブルプラスSTB-2は、電源を切った状態でデジタル放送からの情報受信や端末のバージョンアップ情報などの通信を自動的に行っています。異常時以外はコード類を抜かないようお願いいたします。
5. ケーブルプラスSTB-2に設定されているソフトウェアの更新通知が表示される場合があります。お手数をおかけしますが、画面内容に従いソフトウェアの更新を行っていただきますようお願いいたします。
6. 契約者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。また、当社から貸与しているケーブルプラスSTB-2（au ID提供）の使用状況は、設備の保守・維持・向上を目的とし、個人が識別、特定できないよう加工した統計資料としたうえで、「au ID」を提供しているKDDI株式会社へ提供させていただきます。

個人情報の取り扱いについて

1. ケーブルプラスSTB-2の設置工事や運用・保守等のため、お客様情報の一部を委託先に開示いたします。
2. ケーブルプラスSTB-2上でご利用されたアプリケーションに関するお問い合わせ等の対応のために、本サービスご利用にあたって払い出されたau IDを設定したケーブルプラスSTB-2の機器情報を、KDDI株式会社に開示いたします。
3. ケーブルプラスSTB-2での視聴情報や、使用状況ならびに操作に関する記録について集計・分析を行い、個人が識別・特定できないよう加工した統計資料を作成し、設備の保守および新規サービスの開発、サービスレベルの維持・向上に利用します。
4. スマートTVサービスの障害及び停止が発生した場合における提携事業者からの照会に対し、その事実を回答するために利用します。
5. 契約者がダウンロードされたコンテンツやアプリケーションの情報を管理するため。また、そのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上のために利用します。

■料金表					(税込)
あいチャンススマートTVサービス契約	初期費用（一時金）	月額利用料金 1台目	月額利用料金 2台目以降	備考	最低 利用期間
あいチャンススマートTVビック	¥5,500※1	¥5,720	¥4,620	ビックとケーブルプラスSTB-2のバック ※2.あいちゃんテレビひかりへのご加入が必須です。	6ヶ月
あいチャンススマートTVベーシック	¥5,500※1	¥4,620	¥4,180	ベーシックとケーブルプラスSTB-2のバック ※2.あいちゃんテレビひかりへのご加入が必須です。	6ヶ月
あいチャンススマートTV (ケーブルプラスSTB-2本体のみ)	¥5,500※1	¥1,320	¥1,320	放送及びインターネット接続サービスをご利用中の方が 対象となるコースです。	6ヶ月

※1.ケーブルプラスSTB-2単独工事の場合

※2.別途契約事務手数料が必要です。また、複数台ご契約いただいた場合は上位コースを基本契約とし、その他を2台目以降料金として算定いたします。

ケーブルプラスSTB-2オプション	料金	備考
外付けHDD	¥11,000	当社指定のケーブルプラスSTB-2専用外付けハードディスクです。本製品は売切り販売です。

※あいチャンススマートTVサービスいずれかのコースへのご加入が必要です。

各種手数料	料金	備考
請求書、料金明細等発行にかかる手数料	1通各¥110	
解約手数料	¥3,300	
コース変更手数料	¥1,100	ケーブルプラスSTB-2未設置の場合は別途ケーブルプラスSTB-2取付にかかる初期費用がかかります
ケーブルプラスSTB-2リモコン費用 (交換・紛失・破損時)	¥3,300	
ケーブルプラスSTB-2機器損害金	¥40,000 (不課税)	あいチャンススマートTVサービスで使用するケーブルプラスSTB-2の未返却、利用者の責に帰すべき事由による紛失・故意による破損時
特殊工事	別途見積	

プライバシーポリシー

個人情報保護方針

株式会社いちはらケーブルテレビ（以下「当社」といいます）は、お客様の個人情報を安全かつ適切に保管・利用することを当然の責務と考えます。お客様に信頼され、ご満足していただけることが当社の事業活動の基盤であり、重大な社会的責務であることを認識し、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範ならびに業界ガイドライン等を遵守して個人情報保護の確実な履行に努めます。

個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報の定義

個人情報とは、次の（1）または（2）に該当するものをいいます。

- （1）お客様本人に関する情報であって、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレスその他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（その記述等によっては特定の個人を識別することができないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます）
- （2）個人識別符号が含まれるもの
なお、個人情報には、お客様本人の個人情報に加え、ご家族やお届け先の情報等も含まれます。

2. 利用目的

お客様の個人情報は、次の利用目的のために利用させていただきます。

- （1）当社およびTOKAIグループ各社（以下、当社およびTOKAIグループ各社を合わせて「TOKAIグループ各社」といいます）の各種商品の販売およびサービスのご提供
- （2）TOKAIグループ各社の各種商品およびサービス、キャンペーン、イベント等のご案内
- （3）TOKAIグループ各社提携先*1の各種商品およびサービス等のご案内
- （4）TOKAIグループ各社のご優待特典および会員サービス等のご案内やご提供
- （5）TOKAIグループ各社の保守・アフターサービス等のお客様サポート
- （6）TOKAIグループ各社のお客様からのご相談・お問い合わせへの対応
- （7）TOKAIグループ各社の新商品・新サービスの提供を目的とした開発、ならびにTOKAIグループ各社の各種商品およびサービスの品質改善等のための調査・分析

なお、上記以外の目的のうち、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて個人情報を利用させていただく場合には、都度、その利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただきます。

*1…TOKAIグループ各社の販売代理店、取次店、紹介店、またはTOKAIグループ各社が販売代理店、取次店、紹介店となる相手方をいいます。
TOKAIグループ各社の一覧についてはこちらをご覧ください（<https://www.tokaiholdings.co.jp/corporate/group.html>）

3. 利用目的の変更

当社は、第2項に記載した利用目的を変更する場合、変更された利用目的について、メールによる送信、当社ホームページにおける公表、その他当社が適当であると判断する方法によりお客様へ通知または公表します。

4. 共同利用

TOKAIグループ各社は、2011年4月1日の株式会社TOKAIホールディングス設立および組織再編に伴って新たな共同利用関係を開始しており、第2項記載の利用目的の範囲内で、お客様から取得する個人情報をTOKAIグループ各社との間で共同利用します。ただし、お客様からの請求があれば、TOKAIグループ各社はお客様の個人情報の共同利用を停止します。

- （1）当社と共同利用する者の範囲
TOKAIグループ各社
- （2）利用目的
第2項に記載した利用目的に同じ
- （3）共同して利用する個人情報の項目
 - ①氏名・住所・電話番号・メールアドレス等のお客様の属性に関する情報
 - ②ご購入・ご契約時またはサービス提供の際に取得するお客様やお客様のご家族に関するすべての個人情報
 - ③キャンペーン・懸賞等にご応募いただいたお客様の個人情報、または、その他お客様からいただいたすべての個人情報
- （4）共同利用における管理責任者
共同利用における管理責任者は個人情報を取得した、それぞれの当社及びTOKAIグループ各社とします。

5. 第三者への開示・提供

当社は、法令に定められている場合（警察等公的機関より法令に基づき開示要請を受けた場合など）、お客様が同意された場合以外は、お客様の個人情報を第三者へ開示・提供することはありません。なお、共同利用または業務委託または事業承継により提供する場合は、第三者への開示・提供には該当しません。

6. 第三者からの取得

当社は、当社が第三者提供を受けることにより個人情報を取得する場合には、提供元の氏名や住所、取得の経緯等を当該提供元に確認・記録して、一定期間保存することにより個人情報の適正な取得を確保します。

7. 匿名加工情報の取り扱い

当社において、匿名加工情報を作成する場合は、個人情報の保護に関する法令に従い適切にこれを実施します。
匿名加工情報の取り扱いについての詳細はこちらをご覧ください（https://www.icntv.ne.jp/misc/privacy_tokumei.html）

8. 第三者への委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で第三者に対して個人情報の取り扱い業務の全部または一部を委託することがあります。委託にあたっては、これら第三者との間で、安全管理措置、秘密保持、再委託の条件、委託契約終了時の個人情報の返却等その他個人情報の取り扱いに関する事項について適正な契約を締結し、必要かつ適切な管理・監督を行います。

9. クッキー情報等の利用

当社は、お客様に対して、お客様が当社および当社の提携事業者が運営・管理するウェブサイトやモバイルアプリを閲覧した際に、クッキー情報等を取得・利用して閲覧履歴や購買履歴等を蓄積することにより、お客様の利便性向上やお客様に最適化された広告配信、有益な情報提供等を行います。
クッキー情報等の利用についての詳細はこちらをご覧ください（https://www.icntv.ne.jp/misc/privacy_cookie.html）

10. クレジットカード情報を含む個人情報

当社は、お客様のクレジットカード情報等をPCI DSS（国際セキュリティ基準）に準拠して管理を行います。

11. 開示等の請求手続き

- （1）お客様が、お客様の個人情報の開示を希望される場合
お申し出をされた方がお客様ご本人であることを当社にて確認したうえで、法令に基づき、合理的な期間内に開示に応じます。
- （2）お客様が、お客様の個人情報の訂正・追加・削除・利用停止等を希望される場合
お申し出をされた方がお客様ご本人であることを当社にて確認したうえで、お客様の個人情報について事実関係等を確認し、適切な対応を行います。

12. 契約終了後の個人情報の利用

当社は、お客様との契約が終了した後、第2項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を利用する場合があります。

13. 安全管理措置

当社は、個人情報の取り扱いにおいて、当該データへの不正アクセス、漏えい、滅失または毀損を防止するため、厳正な管理のもとで安全管理措置を講じるとともに、継続的に見直しを行うよう努めます。

14. プライバシーポリシーの改定

お客様の個人情報の取り扱いにつきましては、従うべき法令の変更等に合わせて、内容を適宜見直し、改善してまいります。改定した場合は、当社ウェブサイトにおいて速やかに公表します。

15. お問い合わせ窓口

- （1）個人情報に関するお問い合わせは、次の窓口までご連絡ください。
株式会社いちはらケーブルテレビ
千葉県市原市五井中央東2丁目23番地18 電話番号：0120-241-991 電話受付時間：9：00～18：00
（年末年始は上記時間と異なる場合があります。ご了承ください。）
- （2）認定個人情報保護団体の名称および苦情解決の申出先
当社は、「個人情報保護に関する法律」に基づく認定個人情報保護団体である「個人情報保護センター（一般社団法人 放送セキュリティセンター）」及び「電気通信個人情報保護推進センター」の対象事業者です。
当社の個人情報の取り扱いについて疑問等が残り、ご相談が必要な場合は次の窓口までご連絡ください。

一般財団法人放送セキュリティセンター内 個人情報保護センター
URL： <https://www.sarc.or.jp/hogo/soudan/kaiketu.html>

一般財団法人日本データ通信協会 電気通信個人情報保護推進センター
電話：03-5907-3803
URL： <https://www.dekoyo.or.jp/kojinjyoho>

2005年4月1日策定
2005年10月1日変更
2011年8月22日変更
2017年5月31日変更
2018年4月1日変更
2020年3月1日変更

ケーブルテレビ契約約款

契約約款

株式会社いちほらケーブルテレビ（以下「当社」といいます。）と、当社が行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」といいます。）との間に締結される加入契約（以下「契約」といいます。）は、以下の条項によります。

第1条（サービス提供）

1. 当社はサービスを提供する業務区域（以下「区域」といいます。）内において当社のサービスを提供するための本施設（以下「施設」といいます。）により加入者に次のサービスを提供します。
2. 放送事業者のテレビジョン放送（多重放送・高精細度放送含む）及び、BSデジタルデータ放送の同時再放送サービス並びに自主放送サービス。

第2条（契約の単位）

当社は加入者引込線1回線ごとに1つの契約を締結します。但し、集団加入者については、個別の条項によります。

第3条（契約の成立）

1. 契約は、加入申込者が加入申込書の記載の定め、並びにこの約款を承認し必要事項を記入の上申込み当社がこれを承認した時に成立するものとします。
2. 加入申込者から加入申込書の提出があった場合でも、当社は、次の場合には承認しないことがあります。
 - (1)加入申込者が料金等（第4条第1項に定義する）その他この約款に定める債務の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
 - (2)その他加入申込者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合
 - (3)加入申込者に対する本件サービスの提供を行うための本件施設（第10条に定義する）の構築が困難であると当社が判断する場合
 - (4)加入申込者が成年被後見人であり、後見人が代理していない場合、又は加入申込者が未成年者であり法定代理人の同意を得ていない場合
 - (5)加入申込者にかかる本件施設（第10条に定義する）を設置し保守する事が技術上、経営上困難な場合
 - (6)その他やむを得ない事由がある場合
3. 加入者は、加入引込線工事施工についてあらかじめ地主、家主、その他利害関係人の承諾を得ておくものとし、後日問題が生じた場合があっても当社は責任を負わないものとします。
4. 当社は前項の規定にかかわらず加入引込線を設置し保守することが、技術上経営上困難な場合は、契約の申込みを取消することができるものとします。

第4条（料金等）

1. 当社が提供するサービスの料金は、利用料、付加機能使用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。
2. 天災等その他やむを得ない事由により、当社が第1条に定めるサービスの提供ができなかった場合、原則として利用料の減額は行わないものとします。但し、月のうち継続して10日以上に亘りサービスの提供ができなかった場合は、当該月分の利用料は無料とします。
3. 社会、経済情勢の変化に伴い、利用料を改定することがあります。その場合には、改定1ヶ月前に加入者に通知します。但し、前納額を支払った加入者の未経過期間についてはこれをすえ置くものとします。
4. 日本放送協会（NHK）の放送受信料、及び株式会社WOWOWの加入料及び視聴料は、当社が設定した各料金の中には含まれておりません。

第5条（料金の支払方法）

1. 加入者は、当社に加入工事費・利用料等について、別途当社が指定する期日までに指定する方法（原則として金融機関口座振替）により支払うものとします。
2. 当社は、原則として加入者に対して請求書、及び領収書の発行は行わないものとします。

第6条（割増金）

契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第7条（延滞利息）

契約者は、本件料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払済みに至るまでの日数について、年14.5％の割合で計算（年365日の日割り計算とします）して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第8条（最低利用期間）

1. 契約には、6ヶ月の当社が別に定める最低利用期間があります。

2. 加入者は、前項の最低利用期間内に契約の解除（この約款に規定する契約の解除には解約も含むものとし、以下同様とします。）があった場合は、当社が定める期日までに料金表の定めにより解除料を支払うものとします。

第9条（セットトップボックスの貸与）

1. 当社は加入者に対し、当社のサービスを受けるためのセットトップボックス（当社の所有）を貸与します。
2. 加入者は善良な管理者としてセットトップボックスを使用するものとし、故意又は過失によるセットトップボックスの破損紛失及び壁体の開栓及び改造等を行った場合は、その修理代、又は新たに取得する代金を当社に支払うものとします。
3. 付属するリモコンは加入者の所有管理とし、故障した場合はその修理代、又は新たに取得する代金を当社に支払うものとします。

第10条（施設の設置および費用の負担）

1. 加入者は当社の施設の接続設備（タップオフ出力端子）から保安器端子及び受信機迄の設置に要する規定の費用を負担します。但し、自営柱の建柱、地下埋設、鉄筋コンクリートの穴あけ等、加入者敷地内、及び宅内の特殊工事を必要とする場合は、加入者は別途その費用を負担するものとします。
2. 施設の設置工事は、当社又は当社が指定した工事業者が行うものとします。

第11条（施設の所有関係）

施設のうち、放送センターから保安器までの施設、セットトップボックスは当社の所有とします。また、保安器出力端子以降のすべての施設（但しセットトップボックスを除く）、第10条で規定した自営柱及び地下埋設設備は、加入者の所有とします。

第12条（施設の維持管理）

1. 当社は放送センターから保安器までの施設について維持管理します。
2. 加入者は、保安器出力端子から受信機までの施設について加入者の責任により維持管理するものとします。
3. 加入者は施設の維持管理上、当社のサービス提供が一時停止することを承諾するものとします。

第13条（故障・保守に伴う責任負担）

1. 当社は提供する放送サービスの受信に異常が生じた場合、これを調査し必要な処置を講じます。
2. 当社の提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が加入者施設による場合は、修理に要する費用を負担していただきます。またその場合、当社に生じた損害についても賠償していただきます。
3. 加入者は、自己の故意、過失によって第11条に規定する当社所有の施設に故障を生じさせた場合は、その修理に要する費用を負担し、かつ損害賠償していただきます。

第14条（免責）

1. 天災、火災、衛星の機能停止その他、当社の責めに帰すべからざる理由により当社のサービスの提供ができない場合は、当社はその責任を負わないものとし、加入者は利用料等の減免又は賠償等の請求はできないものとします。
2. 当社の施設には保安装置が設けられていますが落雷等、当社の責めに帰すべからざる理由により加入者の施設、受信機、その他の機器等が故障、破損した場合は、当社はその責任を負わないものとします。
3. 気象事象等により放送サービスの全部又は一部に障害（画像の劣化、ブロック状のノイズ、画像の停止、受信不能等）が発生した場合は、当社はその責任を負わないものとします。
4. 当社は施設の保守、点検作業を行うため、サービスの提供を一時停止する場合は可能な限り加入者に対し、実施期日、その理由を当社の定める方法により通知します。但し、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。尚、当該事項に於いて加入者は利用料等の減免又は賠償等の請求はできないものとします。

第15条（利用に関する加入者の義務）

1. 加入者は当社又は当社の指定する業者が施設の検査修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りに協力を求めた場合これに便宜を供するものとします。
2. 加入者は、加入者引込線に線条その他の導体を連結し、又セットトップボックスを改変してサービスを無断で受信してはならないものとします。

第16条（サービス提供内容の変更）

当社は、第1条のサービス提供の内容を変更できるものとし、変更によって起こる損害の賠償には応じないものとします。

第17条（契約台数）

1. 加入者は、加入申込書に定める台数を超える受信機を接続してはならないものとします。
2. 加入者は、前項に違反した場合は、加入者が当社のサービス提供を受け始めた時に

契約約款・利用規約

●ケーブルテレビ契約約款 P.1

●インターネット接続サービス契約約款 P.4

●ケーブルプラス電話ご利用規約 P.7

●ひかりdeトーク(S)契約約款 P.9

●あいチャンススマートTVサービス
（ケーブルプラスSTB-2）加入契約約款 P.15

●「ウイルスバスター for au」の
ご使用前に必ずお読みください P.16

本書に記載の契約約款・利用規約は2022年10月現在のものです。

最新の内容および料金表については、当社ホームページ(<https://www.icntv.ne.jp>)にてご確認ください。通信環境がない場合や、ご不明な点がございましたら株式会社いちほらケーブルテレビ(0120241991)までご連絡ください。

本書に記載のないサービスにつきましては、当社ホームページにてご確認ください。

さかのぼり当該料金を当社に支払うものとします。

第18条（サービス無断使用、営利使用の禁止）

- 法令により、加入者が記録媒体、電子媒体、配線等により当社のサービスを第三者に提供してはならないものとします。
- 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第19条（一時停止）

- 加入者は、家屋の立て替え・増改築・長期出張等、やむを得ない事由により、当社のサービスを一時的に停止しようとする場合は、当社の承諾のうえ一時停止することができるものとします。但し、原則として一時停止の期間は1年以内とします。
- 加入者は、前項の規定により一時停止を希望する場合は、直ちにその旨を文書により申し出るものとします。この場合、一時停止を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は、第4条の規定にかかわらず無料とします。又、加入者はセットトップボックスを当社に返却し、工事に要する費用を負担するものとします。
- 加入者は、当社のサービスの提供の再開を希望する場合は、直ちにその旨を文書により申し出るものとし、一時停止解除の工事に要する費用を負担するものとします。

第20条（設置場所の変更）

- 加入者は次の場合に限り受信機及び受信設備の設置場所を当社の承諾を得て変更できるものとします。
(1)同敷地内での施設の変更。
(2)移転先が当社のサービス区域内で、かつ最寄りの接続設備（タップオフ）に空きがある場合。
- 加入者は、前項の規定により受信機及び受信設備の設置場所を変更しようとする場合は、文書によりその旨を申し出るものとします。
- 加入者は、変更に要する費用を負担するものとします。

第21条（名義変更）

- 加入者は、当社が承諾すれば、新加入者は旧加入者の名義を変更することができるものとします。
- 前項の規定により名義変更をする場合は、新加入者は当社が別に定める名義変更手数料を当社に支払うものとします。

第22条（解約）

- 加入者は、契約を解約しようとする場合、月末日より10日前に文書等により当社にその旨を申し出るものとします。
- 加入者は別表に定める最低利用期間以内に解約を申し出た場合は、残余の期間に対応する額を一括して支払うものとします。但し、解約の理由がやむを得ないものであると当社が認めた場合はこの限りではありません。
- 契約を解約した場合、支払われた加入工事費は払戻ししないものとします。但し、サービス開始前でかつ工事未着手の場合は払戻します。
- 契約を解約した場合、加入者は第4条の規定による利用料を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとします。
- 解約の場合、当社は接続設備（タップオフ出力端子）から保安器までの施設（セットトップボックスを含む）を撤去します。加入者は、別表に定める撤去に要する費用及び加入者の所有、若しくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧に要する費用を負担するものとします。
- 解約に伴う撤去工事は当社又は当社が指定した工事業者が行うものとします。
- 当社は、加入者が加入工事費を支払い期日までに支払わなかった場合、又は利用料を継続して2ヶ月以上支払わなかった場合はサービスの提供を停止し、さらに停止後1ヶ月経過しても入金のない場合、契約は解約されたものとします。尚、契約解除後にあっても利用料その他の債務についてお支払いいただくものとします。
- 加入者は加入工事費の未払い又は利用料滞留によりサービスの提供を停止され、その後サービスの提供を再開する場合は別表に定めるサービス提供停止解除手数料を当社に支払うものとします。

第23条（加入者の義務違反による解約）

- 当社は、この契約約款に違反する行為があったと認められる場合は、加入者に通告のうえサービスの提供を停止し、あるいは契約を解約することができるものとします。
- 加入者は、前項により当社のサービスの提供を停止され、解約となった場合は、直ちにこの契約約款によるすべての権利を失います。
- 加入者は、第15条2項の定めに違反した場合は、加入者が当社のサービスの提供を受け始めた年月に遡って、当該規約に定められた利用料相当額を別途当社に支払っていただきます。

第24条（初期契約解除）

加入者は、本件サービスの提供開始日若しくは加入契約内容の確認書受領日のいずれか遅い日から8日間は、加入本契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）ができます。初期契約解除は、第8条（最低利用期間）、及び第22条（解約）第1項は適用されず、解除の通知がなされた日に解除の効力が生じます。ただし、当社は契約事務手数料、工事費（撤去費用含む）、サービス月額利用料及び、付加機能利用料を加入者に対して請求できるものとします。

第25条（B-CASカードならびにA-CASチップ、C-CASカードの取扱について）

BSデジタル放送ICカード（以下「B-CASカード」という。）については、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズから貸与されるものであり、その扱いについては「B-CASカード使用承諾契約約款」に定めるところによります。尚、解約時は当社に返還するものとします。
C-CASカード（デジタルCATV放送限定受信用ICカード）は、当社の手配によるもの以外のデータ追加・変更・改竄を禁止し、それらがおこなわれたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失については加入者が賠償するものとします。尚、解約時は当社に返還するものとします。

第26条（個人情報の保護）

- 当社は、加入者の個人情報を別途オンライン上に提示する「プライバシーポリシー（<https://www.icntv.ne.jp/policy/index.html>）」に基づき、適切に取り扱います。

- 当社は、加入者の個人情報を、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

- 当社及びTOKAIグループ各社（<https://www.tokaiholdings.co.jp/corporate/group.html>）をご参照ください。以下、単に「TOKAIグループ各社」といいます）の各種商品の販売及びサービスのご提供
- 当社及びTOKAIグループ各社の各種商品及びサービス、キャンペーン、イベント等のご案内
- 当社及びTOKAIグループ各社提携先の各種商品及びサービス等のご案内
- 当社及びTOKAIグループ各社のご優待特典及び会員サービス等のご案内やご提供
- 当社及びTOKAIグループ各社の保守・アフターサービス等のお客サポート
- 当社及びTOKAIグループ各社のお客様からのご相談・お問い合わせへの対応
- 当社及びTOKAIグループ各社の新商品・新サービスの提供を目的とした開発、並びに当社及びTOKAIグループ各社の各種商品及びサービスの品質改善等のための調査・分析

なお、上記以外の目的で個人情報を利用させていただく場合には、その都度、その利用目的を明確にし、加入者から事前の同意をいただきます。

- 当社は、本条第2項に記載した利用目的を変更する場合は、法令により許される場合を除き、変更された利用目的について、電子メールによる送信、当社ホームページにおける公表その他当社が適当であると判断する方法により加入者にご連絡または公表いたします。

- 当社及びTOKAIグループ各社は、平成23年4月1日の株式会社TOKAIホールディングス設立及び組織再編に伴い、新たな共同利用関係を開始することとし、本条第2項記載の利用目的の範囲内で、加入者から取得する個人情報を新規にTOKAIグループ各社との間で以下のとおり共同利用させていただきます。

なお、当社は、加入者からのお求めに応じて、加入者の個人情報の共同利用を停止いたします。

- 当社と共同利用する者の範囲
共同利用する者の範囲は、当社及びTOKAIグループ各社とします。
- 利用目的
共同利用する目的は、本条第2項に記載した利用目的と同じです。
- 共同して利用する個人情報の項目
共同利用する個人情報の項目は次のとおりとします。
①氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス等の加入者の属性に関する情報
②ご購入・ご契約時又はサービス提供の際に取得する加入者や加入者のご家族に関するすべての個人情報
③キャンペーン・懸賞等にご応募いただいた加入者の個人情報、又は、その他加入者からいただいたすべての個人情報
- 管理責任者
共同利用における管理責任者は個人情報を取得した、それぞれの当社又はTOKAIグループ各社とします。

- 当社は、加入者より取得した個人情報を適切に管理し、本条第2項に記載した利用目的に基づく場合を除き、正当な理由なく個人情報を第三者に提供、開示等一切いたしません。
また、個人情報の利用目的を達成するために当社が業務を委託し、個人情報を当該業務委託先に提供する場合、適切な個人情報管理を義務付けております。

- 前項の規定に拘わらず、法令により許された場合（例えば、警察等公的捜査機関より法令に基づき捜査協力の要請があった場合等が該当しますが、この例に限られません。）は、提供する場合があります。
- 前二項の規定に拘わらず、加入者のご利用にかかるサービス及び提携サービスに関し、当社が加入者に負担している債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合、関係法令の規定に反しない範囲で、金融機関、弁護士等当社が必要と認める者に開示・提供を行います。

- 当社は、当社が第三者提供を受けることにより個人情報を取得する場合には、ご本人様の事前同意を得ているかどうかを当該提供元に確認する等の方法により、個人情報の適正な取得を確保するものとします。

- 加入者が、加入者の個人情報の開示を希望される場合には、当社は、お申し出をされた方が加入者ご本人であることを当社にて確認した上で、業務上著しい支障がない限り、合理的な期間内に開示に応じることといたします。
加入者が、加入者の個人情報の訂正・追加・削除・利用停止等を希望される場合には、当社は、お申し出をされた方が加入者ご本人であることを当社にて確認した上で、加入者の個人情報について事実関係等を確認し、適切な対応をいたします。
なお、当社では、加入者からお電話で各種のお申し込み、お問い合わせをいただいた場合には、正確かつ円滑な対応のため、着信の記録及び通話内容の録音をさせていただくことがございます。
※開示等の求めに関する手続きについては当社ホームページをご参照いただくか（https://www.icntv.ne.jp/policy/new_kojin_seikyu.html）お電話にてお問い合わせください。（0120241991）

- 当社は、当社ホームページの一部において、クッキー（Cookie）を使用しております。クッキーとは、当社ホームページを通じて加入者のコンピュータに一定のデータ（例えば、最後に当社ホームページを訪れた日時、当社ホームページへの訪問回数等のデータ）を一時的に書き込んで保存させるプログラムを言います。クッキーは、加入者が再度当社ホームページに訪問された際により便利にホームページを閲覧していただくためのものであり、加入者から何らかの個人情報を取得したり、加入者のプライバシーを侵害するものではなく、また加入者のコンピュータへ悪影響を及ぼすこともありません。

第27条（特約事項）

当社は、視聴状態の確認を行うために、第26条（個人情報の保護）の規定を遵守した上で加入者が使用する、当社が定める条件を満たした環境下の対象セットトップボックスと、電気信号による通信を行うことができるものとします。

第28条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が発生した場合は、当社と加入者は契約の締結の主旨に従い誠意を持って協議の上、解決に当たるものとします。

第29条（準拠法）

この約款に関する準拠法は、日本国の法令が適用されるものとします。

第30条（管轄裁判所）

この約款に関する訴訟、その他紛争については、千葉簡易裁判所又は千葉地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とします。

第31条（約款の改正）

- 当社は、この約款を改正する場合があります。この約款が改正された場合は、当該改正後の約款が加入者に適用されるものとし、本件サービス提供条件等は、当該改正後の約款によるものとします。
- この約款の改正にあたっては、当社は当社ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により、本約款の変更後の内容および効力発生日を加入者に通知いたします。

付則

- 一括加入、業務用等の契約については別に定めるものとします。
- この約款は令和4年10月1日より適用します。

■料金表

（税込）

基本契約	初期費用 （一時金）	月額利用料	備考	最低 利用期間
あいチャンテレビひかり	22,000円	2,750円	STB無	6ヶ月
再放送コース	35,200円	1,100円	STB無	6ヶ月

追加契約	初期費用 （一時金）	月額利用料	備考	最低 利用期間
ビック	5,500円	4,400円	STB有（1台）	6ヶ月
ベーシック	5,500円	3,300円	STB有（1台）	6ヶ月
ミニ	5,500円	1,650円	STB有（1台）	6ヶ月
B S ベイ	5,500円	330円	STB有（1台）・C-CAS有	6ヶ月
B S	5,500円	220円	STB有（1台）・C-CAS無	6ヶ月
ビック（2台目以降）	5,500円	3,300円	STB有（1台）	6ヶ月
ベーシック（2台目以降）	5,500円	2,860円	STB有（1台）	6ヶ月
ミニ（2台目以降）	5,500円	1,320円	STB有（1台）	6ヶ月
B S ベイ（2台目以降）	5,500円	330円	STB有（1台）・C-CAS有	6ヶ月
B S（2台目以降）	5,500円	220円	STB有（1台）・C-CAS無	6ヶ月

オプション契約	初期費用 （一時金）	月額利用料	備考
ファミ録 ^{※1}	5,500円	990円	HDD内蔵STB
ブルーレイ ^{※1}	5,500円	1,650円	ブルーレイディスクドライブ/HDD内蔵STB
4K STB ^{※1}	5,500円	880円	4Kチューナー搭載
4K HDD-STB ^{※1}	5,500円	1,320円	4Kチューナー搭載、HDD内蔵STB
あいチャンススマートTV	5,500円	1,320円	4Kチューナー搭載

※1 ビック、ベーシック、ミニ、BSベイ、BSへのご加入が必要です。

オプションチャンネル	初期費用 （一時金）	月額利用料	備考
WOWOW	－	別途申し込み	
スターチャンネル	－	1,980円	
U sports4	－	1,430円	
東映チャンネル	－	1,650円	
衛星劇場	－	1,980円	
アニメシアターX（AT-X）	－	2,180円	
KNTV	－	3,300円	
グリーンチャンネル・グリーンチャンネル2	－	1,100円	
スピードチャンネル	－	990円	
タカラヅカ・スカイ・ステージ	－	2,750円	
ブレイボーイチャンネル	－	2,750円	
レッドチェリー	－	2,750円	
チェリーボム	－	2,530円	
ブラチナアダルトセット	－	3,300円	上記3チャンネルのセット
レインボーチャンネル	－	2,530円	
ミッドナイトブルー	－	2,530円	
パラダイステレビ	－	2,200円	
ゴールデンアダルトセット	－	3,300円	上記3チャンネルのセット

※オプションチャンネルをご利用いただくにはSTBの取付が必要となります。

各種料金表		料金	備考
手数料	引込線撤去	6,600円	
	機器解約	3,300円	1台につき
	再開	5,500円	
	事務手数料	3,300円	
	B-CASカード再発行	2,200円/枚	交換・紛失・破損の場合
工事費	C-CASカード再発行	3,300円/枚	交換・紛失・破損の場合
	戸建（露出配線）	16,500円	
	集合住宅	別途見積	

インターネット接続サービス契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

株式会社いちはらケーブルテレビ（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）およびその他の法令の規定に基づき、インターネット接続サービス契約約款（以下「本約款」といいます。）およびインターネット接続サービスに係る料金表（以下「料金表」といいます。）により、各種インターネット接続サービスを提供します。

第2条（約款の変更）

- 当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、インターネット接続サービスの提供条件は、変更後の約款によります。
- 当社は、電子メールによる送信または当社ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により、本約款の変更後の内容および効力発生日を契約者に通知いたします。

第3条（用語の定義）

本約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1.電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2.電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3.電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4.電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5.インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6.インターネット接続サービス取扱所	1.インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 2.当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7.契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8.契約者	当社と契約を締結している者
9.契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10.端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
11.端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12.自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13.自営電気通信設備	第1種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14.相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15.技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準
16.消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

第4条（インターネット接続サービスの品目）

契約には、料金表に規定する品目があります。

第5条（契約の単位）

当社は、契約者回線1回線ごとに一の契約を締結します。この場合、契約者は一の契約につき1人に限ります。

第6条（最低利用期間）

- インターネット接続サービスには、6ヶ月の当社が別に定める最低利用期間があります。
- 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除（本約款に規定する契約の解除には解約も含むものとし、以下同様とします。）があった場合は、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を支払っていただきます。

第7条（契約者回線の終端）

- 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
- 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

第8条（契約申込みの方法）

契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- 氏名、住所及び連絡先
- 料金表に定めるインターネット接続サービスの品目
- 契約者回線の終端とする場所
- その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項及び当社が別途定める事項

第9条（契約申込みの承諾）

- 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。
- 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
- 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - インターネット接続サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - 契約申込者がインターネット接続サービスの料金その他の当社に対して負担する債務（本約款に規定する料金及び料金以外の債務を含むものとし、以下同じとします。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められると当社が判断したとき。

- 契約申込者が過去にインターネット接続サービスに係わる料金その他の当社に 対して負担する債務の支払いを怠ったことがあるとき。
- 契約申込者が契約の申込みに際し、事実と反する事項を通知したことが判明したとき。
- 契約申込者が未成年者又は成年被後見人であり、申込みの際に法定代理人又は成年後見人の同意を得ていなかったとき。
- 契約申込者が、申込み以前に利用契約及びその他当社が提供するインターネット接続サービス以外のサービスに関する契約を当社から解除されている場合、又はインターネット接続サービスその他当社が提供するインターネット接続サービス以外のサービスの利用を停止されていることが判明したとき。
- その他当社の業務の遂行上著しい支障があると当社がみとめるとき。

第10条（インターネット接続サービスの品目の変更）

- 契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの品目の変更の請求をすることができます。
- 前項の請求の方法及びその承諾については、第8条（契約申込みの方法）及び前条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第11条（契約者回線の移転）

- 契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。
- 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
- 当社は、第1項の請求があったときは、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

第12条（インターネット接続サービスの利用の一時中断）

- 当社は、契約者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
- 前項の期間は最長2年とします。最長期間を経過しても、新たに一時中断の請求や再開の請求を行わない場合には、その契約は解除されたものとします。

第13条（その他の契約内容の変更）

- 契約者は、契約の申込みの際当社に届け出た内容に変更があった場合には、速やかに当社の定める方法により届け出なければならないものとし、当社は、契約者から請求があったときは、第8条（契約申込みの方法）に規定する契約内容の変更を行います。
- 前項の請求があったときは、当社が別に定めた場合を除き、当社は、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第14条（譲渡の禁止）

契約者は、契約に基づき発生する権利及び義務を、当社の事前の書面による同意を得ずして第三者に貸与、譲渡、名義変更又は買入その他担保に供する等を行うことができません。

第15条（契約者が行う契約の解除）

- 契約者は、契約を解除しようとするときは、月末日より10日前にそのことを当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。
- 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去し、撤去に関わる費用は実費をいただきます。また、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第16条（当社が行う契約の解除）

- 当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。
 - 第22条（利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - 第22条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
 - 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。
- 当社は、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
- 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第17条（初期契約解除）

契約者は、本サービスの提供開始日もしくは契約内容の確認書受領日のいずれか遅い日から8日間は、契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）ができます。初期契約解除は、第6条（最低利用期間）第1項、2項及び第15条（契約者が行う契約の解除）第1項は適用されず、解除の通知がなされた日に解除の効力が生じます。ただし、当社は、契約事務手数料、工事費（撤去費含む）、本サービス月額利用料、付加機能利用料及び通話料は契約者に請求できるものとします。

第3章 付加機能

第18条（付加機能の提供等）

- 当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。
- 第1項の付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、第1項の付加機能を提供できないことがあります。
- 契約者ら当社所定の方法により付加機能の解除の請求があったときは、当社はこれに応じるものとします。

第4章 回線相互接続

第19条（回線相互接続の請求）

- 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。
- 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する

当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第20条（回線相互接続の変更・廃止）

- 契約者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。
- 前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第5章 利用中止及び利用停止

第21条（利用中止）

- 当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。
 - 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - 第23条（利用の制限）の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。
- 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
- 前2項の規定により、インターネット接続サービス又は付加機能の利用を中止するときは、電子メールによる送信または当社ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第22条（利用停止）

- 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのインターネット接続サービスの料金その他の債務（本約款により支払を要することとなったものに限ります。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。
 - 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）
 - 契約の申込みに対して、当社所定の書面に事実に反する記載を行ったこと等が判明したとき。
 - 第37条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
 - 前各号のほか、本約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
- 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、電子メールによる通知または当社が適当であると判断する方法により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第6章 利用の制限

第23条（利用の制限）

- 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。
- 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に著信しないことがあります。
- インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。
- 本条に基づく利用の制限により契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負いません。

第7章 料金等

第1節 料金

第24条（料金の適用）

- 当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、利用料、付加機能使用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表（料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金をいいます。以下同じとします。）に定めるところによります。
- 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第2節 料金の支払義務

第25条（利用料等の支払義務）

- 契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能の提供については、その提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能の廃止については、その廃止があった日）を含む暦月までの期間（提供を開始した日の属する月と解除又は廃止があった日の属する月が同一の月である場合は1ヶ月間とします。）について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。
- 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次にによります。
 - 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
 - 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
 - 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区別	支払を要しない料金
契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に係る電気通信設備に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（次項に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等。（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）
当社の故意または重大な過失によりそのインターネット接続サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等。

- 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第26条（手続に関する料金等の支払義務）

契約者は、本約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第27条（工事に関する費用の支払義務）

- 契約者は、本約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
- 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 割増金及び延滞利息

第28条（割増金）

契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第29条（延滞利息）

契約者は、本件料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5％の割合で計算（年365日の日割り計算とします。）して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第8章 保守

第30条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第60号）に適合するよう維持します。

第31条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

第32条（設備の修理又は復旧）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

第33条（契約者の切欠け責任）

- 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に移動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。
- 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第9章 損害賠償

第34条（責任の制限）

- 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に係しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスの利用料等の料金額（料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（一の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 当社の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項二項の規程は適用しません。

第35条（免責）

- 当社は、契約者がインターネット接続サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。
- 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 当社は、本約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

ケーブルプラス電話ご利用規約

第1条（総則）

株式会社いちばらケーブルテレビ(以下「当社」といいます。)は、KDDI株式会社及びJCOM株式会社（以下合わせて「KDDI等」といいます。）が別に定めるケーブルプラス電話サービス契約約款(以下「約款」といいます。)及びこの「ケーブルプラス電話ご利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき、約款で定めるケーブルプラス電話サービス(以下、単に「電話サービス」といいます。)に関する端末設備の提供および当社所定の工事(以下あわせて「本サービス」といいます。)を行います。

- 本規約の規定が約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
- 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、端末設備の提供条件は変更後の規約によります。

第2条（用語）

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

第3条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、次のとおりとします。

- 端末設備貸出サービス

当社から電話サービスの提供を受けるために必要となる約款別記18で定める端末設備をお客様(第4条に基づき本サービスの利用申込みを当社が承諾した方をいいます。以下、同様とします。)に貸与するサービス
- 工事サービス

電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置の設置に係る工事及び保守等の一部を行うサービス

第4条（利用契約）

本サービスを利用しようとする方(以下「申込者」といいます。)は、約款等及び本規約を承諾のうえ、当社が別途指定する方法により本サービスの利用を当社に申し込んでください。

- 当社は、前項に基づく申込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
- 当社は、前項の規定に拘らず、次の各号の何れかに該当する場合には、第1項に基づく申込みを承諾しないことがあります。
 - 申込者とKDDI等の間において電話サービスに係る契約(以下「電話契約」といいます。)が締結されていない場合。
 - 申込みにあたり申込者が虚偽の内容を当社に申告し、又はそのおそれがある場合。
 - 申込者が本サービスの料金の支払いを現に怠り、又はそのおそれがある場合。
 - 過去に、申込者の責めに帰すべき事由により当社と申込者との間において締結していた本サービスの提供を受けるための契約(以下「利用契約」といいます。)が解除され又は申込者に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合。
 - その他、本サービスの遂行上又は技術上の支障を生じるおそれがあると当社が判断する場合。

第5条（申込みの撤回等）

- 申込者は、申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回を行うことができます。
- 前項の規定による申込みの撤回は、同項の文書が当社が受領したときにその効力を生じます。
 - 第1項の規定により申込みの撤回を行った者は、実際に支払った工事に関する費用の還付を請求することができます。ただし、予め申込みの撤回をする意思をもって申込みを行った場合等、申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
 - 前項の規定にかかわらず利用契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、また完了済みの場合には契約者はその工事に要した費用の全ての費用を負担するものとします。

第6条（端末設備貸出サービス）

当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、約款及び別紙「端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、第3条第1項第1号で定める端末設備貸出サービスをお客様に提供します。尚、端末設備の所有権は当社に帰属し、利用契約が解除された場合、お客様は直ちに端末設備を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は別に定める損害金を請求します。

第7条（工事サービス）

当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、本規約に基づき、必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置・端末設備の設置に係る工事及び保守等の一部(以下「工事サービス」といいます。)を、当社所定の機器、工法等により当社又は当社が指定する業者が行うものとします。

第8条（お客様の工事協力）

お客様は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内等において、当社が電話接続回線、屋内配線及び終端装置・端末設備等を設置する為に必要な場所を無償で提供していただきます。

- 当社は、機器の設置、撤去、保守等の工事、点検等を行う為に、必要があるときは、お客様の承諾を得てお客様が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、お客様はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
- お客様は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な

設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

- お客様は当社が提供した終端装置・端末設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。契約者は故意又は過失により終端装置・端末設備を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、当社が別に定める料金を当社に支払うものとします。

第9条（工事費）

お客様は、当社が工事サービスの実施を完了した場合、当該工事サービスに関する料金(当社が別に定める料金をいい、以下「工事費」といいます。)を当社に支払う義務が発生します。

第10条（KDDI等の提供サービスに係る債権の譲渡等）

当社は、お客様に、その「ケーブルプラス電話サービス契約約款」に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたKDDI等の債権(以下、「電話サービス料金」といいます。)を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及びKDDI等は、お客様への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第11条（請求と支払等）

- お客様は、工事費および電話サービス料金を金融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める期日迄に支払いを行うものとします。
- 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、お客様は銀行振込、クレジットカード又は当社が定めるその他の方法で支払うことができますが、金融機関に係る振込手数料は、お客様の負担とします。
 - お客様は当社が工事費および電話サービス料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。
 - 利用料の支払が前項に定めるクレジットカードによる場合、利用料は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。
 - お客様が、工事費および電話サービス料金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利1４．５%(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。)の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第12条（利用契約の終了）

- 当社は、お客様が本規約(本規約において準用している規定を含みます。)に違反したときは、利用契約を解除することができるものとします。
- お客様は、利用契約を解約しようとするときは、予め、当社が別途定める方法によりそのことを当社に通知するものとします。
 - お客様とKDDI等の電話サービスに係る契約が終了したときは、何ら意思表示を行うことなく当然に利用契約も終了するものとします。
 - 利用契約の終了に伴い、当社はお客様の電話接続回線の引込み工事に係る施工部分、屋内配線、終端装置・端末設備を撤去し、お客様は工事費を支払うとともに撤去に伴うお客様が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を自己の負担にて行うものとします。

第13条（個人情報保護ポリシー）

- 当社は、個人データにつき外部からの不正なアクセス、紛失・破壊・改ざん・漏えいなどへの危険防止に対する合理的かつ適切な安全対策を行ってまいります。また、社員に対する教育啓蒙活動を実施するほか、お客様個人に関する情報を取り扱っている部門あるいは部署単位で管理責任者を置き、その管理責任者は適切な管理を行います。

- お客様より取得する個人情報は、次の利用目的のためにのみ利用させていただきます。
 - 当社及びTOKAIグループ各社（https://www.tokaiholdings.co.jp/corporate/group.html）（以下、単に「TOKAIグループ各社」といいます）の各種商品の販売及びサービスのご提供
 - 当社及びTOKAIグループ各社の各種商品及びサービス、キャンペーン、イベント等のご案内
 - 当社及びTOKAIグループ各社提携先の各種商品及びサービス等のご案内
 - 当社及びTOKAIグループ各社のご優待特典及び会員サービス等のご案内やご提供
 - 当社及びTOKAIグループ各社の保守・アフターサービス等のお客様サポート
 - 当社及びTOKAIグループ各社のお客様からのご相談・お問い合わせへの対応
 - 当社及びTOKAIグループ各社の新商品・新サービスの提供を目的とした開発、並びに当社及びTOKAIグループ各社の各種商品及びサービスの品質改善等のための調査・分析尚、上記以外の目的で個人情報を利用させていただく場合には、その都度、その利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただきます。

- 当社は、本条第2項に記載した利用目的を変更する場合は、法令により許される場合を除き、変更された利用目的について、電子メールによる送信、当社ホームページにおける公表その他当社が適当であると判断する方法によりお客様にご連絡または公表いたします。

- 当社及びTOKAIグループ各社は、平成23年4月1日の株式会社TOKAIホールディングス設立及び組織再編に伴い、新たな共同利用関係を開始することとし、本条第

第10章 雑則

第36条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第37条（利用に係る契約者の義務）

- 当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
- 契約者は、当社又は当社の指定する者が、インターネット接続サービスの提供に必要な設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに承諾するものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
- 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
- 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
- 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
- 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
- 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 契約者は、当社が提供するインターネット接続サービスを利用するにあたり、第三者（当社を含むものとし、以下本項において同様とします。）の知的財産権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、又は法令に反する、又はそれらのおそれのある態様で本サービスを利用すること（以下の各号に列示する行為を含みます。）を厳に禁止します。
 - 知的財産の侵害、他人の財産・プライバシー・肖像権の侵害、誹謗中傷行為、犯罪行為もしくは犯罪行為の誘発・扇動行為。
 - わいせつ・児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文章の送信・掲載
 - 無限連鎖網の開設もしくは勧誘
 - 情報の改ざん・消去、なりすまし行為
 - 有害なプログラム等の送信もしくは受信可能な状態で の放置
 - 同意なしの不特定多数への商業的宣伝・勧誘メール・嫌悪感を抱く恐れのあるメールの送信
 - 公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
 - 事実 に反する、又はそのおそれのある情報を提供する行為
 - ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
 - 選挙の事前運動等公職選挙法に違反する行為
 - 本人の同意を得ることなく、または不当な手段により第三者の個人情報又は未公開情報を取得する行為
 - 当社が提供するインターネットサービスの運営を妨げ、又はその信用をき損する行為
 - その他当社が不適切であると判断する行為

第38条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

- 契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、本約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。
- 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、契約者と当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

第39条（技術的事項及び技術資料の閲覧）

当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第40条（営業区域）

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第41条（閲覧）

本約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第42条（通知・連絡等）

本約款において別段の定めがない限り、当社は、書面による郵送、ホームページへの掲載、その他当社が適当であると判断する方法により、契約者（契約申込者を含むものとします。）に随時必要な事項の通知・連絡等を行うものとします。

第43条（個人情報保護ポリシー）

- 当社は、個人データにつき外部からの不正なアクセス、紛失・破壊・改ざん・漏えいなどへの危険防止に対する合理的かつ適切な安全対策を行ってまいります。また、社員に対する教育啓蒙活動を実施するほか、お客様個人に関する情報を取り扱っている部門あるいは部署単位で管理責任者を置き、その管理責任者は適切な管理を行います。
- お客様より取得する個人情報は、次の利用目的のためにのみ利用させていただきます。
 - 当社及びTOKAIグループ各社（https://www.tokaiholdings.co.jp/corporate/group.html）（以下、単に「TOKAIグループ各社」といいます）の各種商品の販売及びサービスのご提供
 - 当社及びTOKAIグループ各社の各種商品及びサービス、キャンペーン、イベント等のご案内
 - 当社及びTOKAIグループ各社提携先の各種商品及びサービス等のご案内
 - 当社及びTOKAIグループ各社のご優待特典及び会員サービス等のご案内やご提供
 - 当社及びTOKAIグループ各社の保守・アフターサービス等のお客様サポート
 - 当社及びTOKAIグループ各社のお客様からのご相談・お問い合わせへの対応
 - 当社及びTOKAIグループ各社の新商品・新サービスの提供を目的とした開発、並びに当社及びTOKAIグループ各社の各種商品及びサービスの品質改善等のための調査・分析尚、上記以外の目的で個人情報を利用させていただく場合には、その都度、その利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただきます。

- 当社は、本条第2項に記載した利用目的を変更する場合は、法令により許される場合を除き、変更された利用目的について、電子メールによる送信、当社ホームページにおける公表その他当社が適当であると判断する方法によりお客様にご連絡または公表いたします。

- 当社及びTOKAIグループ各社は、平成23年4月1日の株式会社TOKAIホールディングス設立及び組織再編に伴い、新たな共同利用関係を開始することとし、本条第2項記載の利用目的の範囲内で、お客様から取得する個人データを新規にTOKAIグループ各社との間で以下のとおり共同利用させていただきます。尚、当社は、お客様からの求めに応じて、お客様の個人データの共同利用を停止いたします。
 - 当社と共同利用する者の範囲

共同利用する者の範囲は、当社及びTOKAIグループ各社とします。
 - 利用目的

共同利用する目的は、本条第2項に記載した利用目的と同じです。
 - 共同して利用する個人データの項目

共同利用する個人データの項目は次のとおりとします。
 - 氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス等のお客様の属性に関する情報
 - ご購入・ご契約時又はサービス提供の際に取得するお客様やお客様のご家族に関するすべての個人データ
 - キャンペーン・懸賞等にご応募いただいたお客様の個人情報、又は、その他お客様からいただいたすべての個人データ
 - 管理責任者

共同利用における管理責任者は個人データを取得した、それぞれの当社及びTOKAIグループ各社とします。

- 当社は、お客様より取得した個人データを適切に管理し、本条第2項に記載した利用目的に基づく場合を除き、正当な理由なく個人データを第三者に提供、開示等一切いたしません。また、個人データの利用目的を達成するために当社が業務を委託し、個人データを当該業務委託先に提供する場合、適切な個人情報管理を義務付けております。
 - 本項の規定に拘わらず、法令により許された場合（例えば、警察等公的捜査機関より法令に基づき捜査協力の要請があった場合等が該当しますが、この例に限られません。）は、提供する場合があります。
 - 本二項の規定に拘わらず、お客様ご利用にかかるサービスおよび提携サービスに関し、当社がお客様に対して有する債権債務の特定、支払いおよび回収に必要と認めた場合、関係法令の規定に反しない範囲で、金融機関、弁護士等当社が必要と認める者に開示・提供を行います。

- 当社は、当社が第三者提供を受けることにより個人情報を取得する場合には、ご本人様の事前同意を得ているかどうかを当該提供元に確認する等の方法により、個人情報の適正な取得を確保するものとします。

- お客様が、お客様の保有個人データの開示を希望される場合には、お申し出をされた方がお客様ご本人であることを当社にて確認した上で、業務上著しい支障がない限り、合理的な期間内に開示に応じることといたします。お客様が、お客様の保有個人データの訂正・追加・削除・利用停止等を希望される場合には、お申し出をされた方がお客様ご本人であることを当社にて確認した上で、お客様の保有個人データについて事実関係等を確認し、適切な対応をいたします。尚、当社では、お客様からお電話で各種のお申し込み、お問い合わせをいただいた場合には、正確かつ円滑な対応のため、着信の記録及び通話内容の録音をさせていただくことがございます。
※開示等の求めに関する手続きについては（https://www.icntv.ne.jp/policy/new_kojin_seikyuu.html）をご参照ください。

- 当社は、お客様との契約が解除された後も、第2項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を利用する場合があります。

- 当社は、当社ホームページの一部において、クッキー（Cookie）を使用しております。クッキーとは、当社ホームページを通じてお客様のコンピュータに一定のデータ（例えば、最後に当社ホームページを訪れた日時、当社ホームページへの訪問回数等のデータ）を一時的に書き込んで保存させるプログラムを言います。クッキーは、お客様が再度当社ホームページに訪問された際により便利にホームページを閲覧していただくためのものであり、お客様から何らかの個人情報を取得したり、お客様のプライバシーを侵害するものではなく、またお客様のコンピュータへ悪影響を及ぼすこともありません。

- 当社は、当社の保有する個人情報に関して適用される法令、その他の規範およびガイドラインを遵守いたします。

- お客様の個人情報の取り扱いにつきましては、従うべき法令の変更などに合わせて、上記各項目の内容を適宜見直し、改善してまいります。

契約約款附則

（実施期日）この約款は、認可後すみやかに実施します。

契約約款附則

（実施期日）この改定約款は平成12年7月10日より実施します。

契約約款附則

（実施期日）この改定約款は平成13年1月24日より実施します。

契約約款附則

（実施期日）この改定約款は平成13年5月8日より実施します。

契約約款附則

（実施期日）この改定約款は平成17年4月1日より実施します。

契約約款附則

（実施期日）この改定約款は平成20年11月1日より実施します。

契約約款附則

（実施期日）この改定約款は平成23年10月1日より実施します。

契約約款附則

（実施期日）この改定約款は平成26年12月1日より実施します。

契約約款附則

（実施期日）この改定約款は平成28年5月21日より実施します。

契約約款附則

（実施期日）この改定約款は令和4年10月1日より実施します。

契約約款附則

（実施期日）この改定約款は令和6年1月1日より実施します。

ひかりdeトーク(S)契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

株式会社いちほらケーブルテレビ(以下「当社」といいます。)は、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号)、条約附属電気通信規則(平成2年6月郵政省告示第408号)、国際海軍衛星機構(インマルサット)に関する条約(昭和54年条約第5号)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)に基づき、このひかりdeトーク(S)契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりひかりdeトーク(S)を提供します。

(注)本条のほか、当社は、ひかりdeトーク(S)に附帯するサービス(当社が別に定めるもの)に限ります。以下「附帯サービス」といいます。)を、この約款に基づいて提供します。

第2条（約款の変更等）

当社は、この約款を変更または廃止して新たな約款を制定することがあります。この場合の提供条件は、新たに制定された当社約款または変更後の約款によります。
2. 当社約款の変更、廃止および新たな当社約款の制定を行った場合は、当社が定めた日に効力を生じるものとします。
3. 当社約款の変更、廃止および新たな当社約款の制定を行った場合は、当社は、影響を受けることになる契約者に対し、事前に内容を知します。

第3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- 電気通信設備
電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
- 電気通信サービス
電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
- 音声通信
インターネットプロトコルにより音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
- IP電話網
主として音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。)
- ひかりdeトーク(S)
IP電話網を使用して行う電気通信サービス
- ひかりdeトーク(S)取扱所
ひかりdeトーク(S)に関する業務を行う当社の事業所
- 収容ひかりdeトーク(S)取扱所
端末回線の収容される取扱所交換設備が設置されている当社が別に定めるひかりdeトーク(S)取扱所
- 取扱所交換設備
端末回線を収容するために、収容ひかりdeトーク(S)取扱所に設置される交換設備(その交換設備に接続される設備等を含みます。)
- 相互接続点
特定役務提供事業者と当社以外の電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(特定役務提供事業者が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。))に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
- 協定事業者
特定役務提供事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
- 特定役務提供事業者
当社が別に定める卸役務を提供する事業者
- 特定事業者
当社が別に定める協定事業者
- 契約者回線等
別に定める協定事業者の契約者回線又は特定役務提供事業者の電気通信回線
- 端末回線
当社が、ひかりdeトーク(S)契約に基づいて、収容ひかりdeトーク(S)取扱所に設置する取扱所交換設備とひかりdeトーク(S)契約者が指定する場所との間に設置する電気通信回線
- 端末設備
端末回線の終端に接続される電気通信設備であって、ある特定の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。))又は同一の建物内にあるもの
- 自営端末設備
電気通信事業者以外の者が設置する端末設備
- 自営電気通信設備
電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
- 技術基準等
端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末回線端末等の接続の技術的条件
- ひかりdeトーク(S)契約
当社からひかりdeトーク(S)の提供を受けるための契約
- ひかりdeトーク(S)契約者
当社とひかりdeトーク(S)契約を締結している者
- 機能コード
ひかりdeトーク(S)の基本機能の種類を選択するため、利用に先立ってダイヤルする必要のある数字で、当社が、基本機能を利用できるひかりdeトーク(S)契約に係る音声通信番号ごとに指定するもの
- 音声通信番号
電気通信番号規則第9条第1項第1号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するために当社が付与する電気通信番号(OABJ番号)
- 第1種移動体電話設備
協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号により識別されるもの
- 第2種移動体電話設備
協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号により識別されるもの
- 移動体電話設備
第1種移動体電話設備又は第2種移動体電話設備
- 消費税相当額
消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第4条（音声通信以外の通信の取扱い）

当社は、ひかりdeトーク(S)を利用して行う音声通信以外の通信は、これを音声通信とみなして取り扱います。

第2章 IP電話サービスの提供範囲

第5条（ひかりdeトーク(S)の基本機能）

当社は、ひかりdeトーク(S)について、料金表により基本機能を提供します。

第6条（ひかりdeトーク(S)の提供区間）

当社が提供するひかりdeトーク(S)の提供区間は、別記1に定めるとおりとします。

第7条（外国における取扱制限）

外国におけるひかりdeトーク(S)の取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第3章 契約

第1節 ひかりdeトーク(S)契約

第8条（契約の単位）

当社は、1の端末回線ごとに1のひかりdeトーク(S)契約を締結します。この場合、ひかりdeトーク(S)契約者は、1のひかりdeトーク(S)契約につき1人に限ります。

第8条の2（端末回線の終端）

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを端末回線の終端とします。
2. 当社は、前項の地点を定めるときは、ひかりdeトーク(S)契約者と協議します。

第8条の3（端末設備の設置）

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に端末設備を設置します。
2. 当社は、前項の地点を定めるときは、ひかりdeトーク(S)契約者と協議します。

第8条の4（ひかりdeトーク(S)契約申込の方法）

ひかりdeトーク(S)契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をひかりdeトーク(S)取扱所に提出していただきます。
(注)本条の場合において、当社は、ひかりdeトーク(S)契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

第8条の5（ひかりdeトーク(S)契約申込の審査）

当社は、ひかりdeトーク(S)契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査します。
2. 当社は、次の場合には、そのひかりdeトーク(S)契約の申込みを承諾しないことがあります。
(1)ひかりdeトーク(S)契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
(2)申込者が、ひかりdeトーク(S)に係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
(3)第41条(利用に係るひかりdeトーク(S)契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
(4)申込者が、その申込みにあたり記入漏れまたは虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。(本人であることを証明する書類の不提示または虚偽内容の書類の提示の場合も含みます。)
(5)ひかりdeトーク(S)に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
(6)その他、当社がひかりdeトーク(S)契約の締結において適当でないと判断したとき。

第8条の6（音声通信番号の付与）

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者に、その端末回線について、音声通信番号を料金表第1表第1(月額料金)に定めるところにより付与します。
2. 当社は、ひかりdeトーク(S)に関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。
3. 当社は、前項の規定により音声通信番号を変更しようとするときは、当社は、そのことをあらかじめひかりdeトーク(S)契約者にお知らせします。

第8条の7（音声通信番号の変更）

ひかりdeトーク(S)契約者は、迷惑通信又は間違い通信を防止するために、音声通信番号の変更の請求を行うことができます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、ひかりdeトーク(S)に関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときを除き、その請求を承諾します。

第8条の8（端末回線の移転）

ひかりdeトーク(S)契約者は、端末回線の移転の請求をすることができます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、第8条の5(ひかりdeトーク(S)契約申込の審査)の規定に準じて取り扱います。

第8条の9（変更等の通知）

ひかりdeトーク(S)契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、ひかりdeトーク(S)取扱所に通知していただきます。
(1)ひかりdeトーク(S)契約者の住所の変更
(2)通料金等請求書の送付先の変更
(注)当社は、本条の通知があったときは、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

第9条（ひかりdeトーク(S)の利用の一時中断）

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者が次のいずれかに該当する場合は、利用限度額(当該ひかりdeトーク(S)契約者が当社に支払うべきその契約に係るひかりdeトーク(S)の料金等の累積額(既に当社に支払われた金額を除きます。))に係る限度額をいいます。以下同じとします。)を行います。

第9条の2（ひかりdeトーク(S)に係る利用限度額）

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者が次のいずれかに該当する場合は、利用限度額(当該ひかりdeトーク(S)契約者が当社に支払うべきその契約に係るひかりdeトーク(S)の料金等の累積額(既に当社に支払われた金額を除きます。))に係る限度額をいいます。以下同じとします。)を設定することがあります。
(1)過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者
(2)ひかりdeトーク(S)の料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者
(3)その他、当社がひかりdeトーク(S)に係る利用限度額を設定することが適当であると判断した者

別紙

端末設備貸出サービスに関する契約条項

- ホームゲートウェイ機器の貸出
(1)当社は、お客様に対し、そのお客様との間で締結している1のケーブルプラス電話契約につき、1の当社が別途指定するホームゲートウェイ機器(種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものを言います。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます。)を無償で貸与します。
2. ホームゲートウェイ機器の設置及び撤去等
(1)当社は、前項に基づきお客様に貸与するホームゲートウェイ機器をお客様が指定した設置場所(但し、電話サービスの提供を受けることができる場所に限ります。)に設置し、その設置した日からお客様に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与が開始されるものとします。
(2)お客様は、ホームゲートウェイ機器とお客様の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。
(3)ホームゲートウェイ機器とお客様の機器との接続に必要な物品等及びホームゲートウェイ機器を使用するにあたり必要となる電源等は、お客様の責任と費用負担で準備するものとします。
(4)当社はお客様に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性およびお客様の使用目的への適合性については一切担保しません。
3. ホームゲートウェイ機器の使用及び保管等
(1)お客様は、ホームゲートウェイ機器を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。
(2)お客様は、ホームゲートウェイ機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、ホームゲートウェイ機器を改造若しくは改変し又はお客様が利用契約において指定した当該ホームゲートウェイ機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。
(4)前項の規定に拘らず、当社は、お客様の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、お客様に対し、別表2「ホームゲートウェイ機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。

4. 責任の範囲

- 当社およびKDDI株式会社及びJCOM株式会社(以下「当社等」といいます。))は、当社等の責めに帰すべき事由に基づくホームゲートウェイ機器の故障、滅失又は毀損等によりお客様が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。但し、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
(2)当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに帰すべき事由によりお客様の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。但し、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。
(3)前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由によりお客様が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。
(4)当社等は、お客様の責めに帰すべからざる事由によりホームゲートウェイ機器を全く使用することができない状態(ホームゲートウェイ機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。))について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。但し、当社等の故意又は重大な過失により、ホームゲートウェイ機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。

別表1「工事費」

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建住宅	集合住宅
本サービスの利用開始	あいチャンネルひかり既契約者	追加工事	1ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
	あいチャンネルひかり未契約者	新規工事	1ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
本サービスの解除	ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額

別表2

ホームゲートウェイ機器購入代金相当額 1端末ごとに

ホームゲートウェイ機器購入代金相当額	20,000円
--------------------	---------

2項記載の利用目的の範囲内で、お客様から取得する個人データを新規にTOKAIグループ各社との間で以下のとおり共同利用させていただきます。

尚、当社は、お客様からのお求めに応じて、お客様の個人データの共同利用を停止いたします。

- 当社と共同利用する者の範囲
共同利用する者の範囲は、当社及びTOKAIグループ各社とします。
- 利用目的
共同利用する目的は、本条第2項に記載した利用目的と同じです。
- 共同して利用する個人データの項目
共同利用する個人データの項目は次のとおりとします。
①氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス等のお客様の属性に関する情報
②ご購入・ご契約時又はサービス提供の際に取得するお客様やお客様のご家族に関するすべての個人データ
③キャンペーン・懸賞等にご応募いただいたお客様の個人情報、又は、その他お客様からいただいたすべての個人データ
- 管理責任者
共同利用における管理責任者は個人データを取得した、それぞれの当社及びTOKAIグループ各社とします。

5. 当社は、お客様より取得した個人データを適切に管理し、本条第2項に記載した利用目的に基づく場合を除き、正当な理由なく個人データを第三者に提供、開示等一切いたしません。

また、個人データの利用目的を達成するために当社が業務を委託し、個人データを当該業務委託先に提供する場合、適切な個人情報管理を義務付けております。

- 本項の規定に拘わらず、法令により許された場合（例えば、警察等公的捜査機関より法令に基づき捜査協力の要請があった場合等が該当しますが、この例に限られません。）は、提供する場合があります。
- 本二項の規定に拘わらず、お客様ご利用にかかるサービスおよび提携サービスに関し、当社がお客様に対して有する債権債務の特定、支払いおよび回収に必要と認めた場合、関係法令の規定に反しない範囲で、金融機関、弁護士等当社が必要と認める者に開示・提供を行います。

6. 当社は、当社が第三者提供を受けることにより個人情報を取得する場合には、ご本人様の事前同意を得ているかどうかを当該提供元に確認する等の方法により、個人情報の適正な取得を確保するものとします。

7. お客様が、お客様の保有個人データの開示を希望される場合には、お申し出をされた方がお客様ご本人であることを当社にて確認した上で、業務上著しい支障がない限り、合理的な期間内に開示に応じることといたします。
お客様が、お客様の保有個人データの訂正・追加・削除・利用停止等を希望される場合には、お申し出をされた方がお客様ご本人であることを当社にて確認した上で、お客様の保有個人データについて事実関係等を確認し、適切な対応をいたします。尚、当社では、お客様からお電話で各種のお申し込み、お問い合わせをいただいた場合には、正確かつ円滑な対応のため、着信の記録及び通話内容の録音をさせていただきます。
※開示等の求めに関する手続きについては（https://www.icntv.ne.jp/policy/new_kojin_seikyuu.html）をご参照ください。

8. 当社は、お客様との契約が解除された後も、第2項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を利用する場合があります。

9. 当社は、当社ホームページの一部において、クッキー（Cookie）を使用しております。クッキーとは、当社ホームページを通じてお客様のコンピュータに一定のデータ（例えば、最後に当社ホームページを訪れた日時、当社ホームページへの訪問回数等のデータ）を一時的に書き込んで保存させるプログラムを言います。クッキーは、お客様が再度当社ホームページに訪問された際により便利にホームページを閲覧していただくためのものであり、お客様から何らかの個人情報を取得したり、お客様のプライバシーを侵害するものではなく、またお客様のコンピュータへ悪影響を及ぼすこともありません。

10. 当社は、当社の保有する個人情報に関して適用される法令、その他の規範およびガイドラインを遵守いたします。

11. お客様の個人情報の取り扱いにつきましては、従うべき法令の変更などに合わせて、上記各項目の内容を適宜見直し、改善してまいります。

第14条（協議）

お客様及び当社は、本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議のし解決するものとします。

第15条（合意管轄）

この約款に関する一切の紛争については、千葉簡易裁判所又は千葉地方裁判所を第一の専属的合意裁判所とします。

附則 本規約改正は2024年1月1日より適用します。

- 前項の規定に基づいて利用限度額を設定した場合、当社は、ひかりdeトーク(S)契約者にその利用限度額を通知します。
- 利用限度額は、当社が別に定める額とします。
- 当社は、ひかりdeトーク(S)の料金等の累計額が利用限度額を超えたときは、そのひかりdeトーク(S)契約に係るひかりdeトーク(S)の提供を行わないことがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをひかりdeトーク(S)契約者に通知します。
- 第2項又は第4項に定める通知を行う場合、当社は、ひかりdeトーク(S)契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- ひかりdeトーク(S)契約者は、第1項により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等について、第27条(月額料金の支払義務)から第29条(工事費の支払義務)に定める規定を遵守するものとします。
- 第1項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めたときはひかりdeトーク(S)契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。

第9条の3（ひかりdeトーク(S)契約者が行う契約の解除）

ひかりdeトーク(S)契約者が、ひかりdeトーク(S)契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめひかりdeトーク(S)取扱所に書面により通知していただきます。

(注)当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から通知がないときであっても、第43条(協定事業者等からの通知)の通知により、通知があったものとみなすことがあります。

第9条の4（当社が行うひかりdeトーク(S)契約の解除）

当社は、次のいずれかの場合には、そのひかりdeトーク(S)契約を解除することがあります。

- この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過しても支払わないとき。
- 第18条(利用停止)の規定によりひかりdeトーク(S)の利用を停止されたひかりdeトーク(S)契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- 連続する12料金月の各料金月のいずれにおいても、この約款に定める料金その他の費用の負担がないとき。
- 当社が、ひかりdeトーク(S)契約者について、破産、特別清算、民事再生又は会社更生法の適用の申し立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
- 前項第3号の場合において、ひかりdeトーク(S)契約者に特別の事情のあるときは、さらに連続する12料金月を延長して取り扱います。
- 当社は、前二項の規定により、そのひかりdeトーク(S)契約を解除しようとするときは、あらかじめひかりdeトーク(S)契約者にそのことを通知します。

第9条の5（その他の提供条件）

ひかりdeトーク(S)契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

第4章 付加機能

第10条（付加機能の提供）

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、そのひかりdeトーク(S)契約について料金表により付加機能を提供します。

第11条（付加機能の廃止）

当社は、次のいずれかの場合には、付加機能を廃止します。

- その付加機能の提供を受けているひかりdeトーク(S)契約者から廃止の申し出があったとき。
- その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

第12条（付加機能の利用の一時中断）

当社は、付加機能を利用しているひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第5章 端末設備の提供等

第11節 端末設備の提供等

第13条（端末設備の提供）

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第14条（端末設備の移転）

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第15条（端末設備の接続変更）

- 当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備について、その契約者に係る他の端末回線への接続の変更(以下「接続変更」といいます。)を行います。
- 前項の接続変更については、第13条(端末設備の提供)の規定に準じて取り扱います。

第16条（端末設備の利用の一時中断）

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第2節 回線相互接続

第16条の2（当社又は他社の電気通信回線の接続）

- ひかりdeトーク(S)契約者は、その端末回線の終端において又は終端に接続されている電気通信設備を介して、端末回線相互に当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線(以下「他社回線」といいます。)との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をひかりdeトーク(S)取扱所に提出していただきます。
- 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通話等について、その品質を保証しません。
- (1)その接続に関し、その接続する電気通信サービスに係る電気通信回線について規定する契約約款の規定により制限されているとき。
- (2)その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られないとき。

- (3)その接続により本邦を経由して外国相互間で行われる他人の通話等を本邦内の端末設備等において、業として内容を変更することなく媒介することとなるとき。
- ひかりdeトーク(S)契約者は、その接続について、第1項の規定によりひかりdeトーク(S)取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- ひかりdeトーク(S)契約者は、その接続を終了しようとするときは、そのことをあらかじめ書面によりひかりdeトーク(S)取扱所に通知していただきます。

第6章 利用中止等

第17条（利用中止）

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間、そのひかりdeトーク(S)の利用を停止することがあります。

- (1)当社の電気通信設備の保守上又は工事でやむを得ないとき。
- (2)端末回線から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- (3)第22条(通信利用の制限)の規定により、音声通信の利用を中止するとき。
- (4)当社がひかりdeトーク(S)提供を行うにあたり指定したインターネットサービス回線が利用中止となったとき
- 当社は、前項の規定によりひかりdeトーク(S)について、その基本機能又は付加機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことをひかりdeトーク(S)契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第18条（利用停止）

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間、そのひかりdeトーク(S)の利用を停止することがあります。

- (1)第41条(利用に係るひかりdeトーク(S)契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (2)当社の承諾を得ずに、端末回線に自営端末設備、自営電気通信設備又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続したとき。
- (3)第22条(通信利用の制限)に規定する態様で国際通信を行ったとき。
- (4)当社がひかりdeトーク(S)の提供にあたり指定したインターネットサービス回線が利用停止となったとき。
- (5)第9条の2(ひかりdeトーク(S)に係る利用限度額)に基づき、当社がひかりdeトーク(S)契約者本人であることを確認できないとき。
- (6)ひかりdeトーク(S)契約者が、ひかりdeトーク(S)契約の申込み、ひかりdeトーク(S)契約者の地位の承継の届出又は氏名等の変更の届出の際に、その者の氏名若しくは商号又は住所若しくは居所に関し事実と反する申し出を行い、又は、ひかりdeトーク(S)に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

- 当社は、この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときは、第9条の4(当社が行うひかりdeトーク(S)契約の解除)第1項第1号の催告にかえて、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのひかりdeトーク(S)の利用を停止することがあります。
- 当社は、前二項の規定によりそのひかりdeトーク(S)の利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をひかりdeトーク(S)契約者に通知します。ただし、必要やむを得ない場合は、この限りではありません。

第19条（接続休止）

- 当社は、特定役務提供事業者との契約の解除又は特定役務提供事業者の電気通信事業の休止により、ひかりdeトーク(S)契約者が当社のひかりdeトーク(S)について、その基本機能又は付加機能を全く利用できなくなったときは、そのひかりdeトーク(S)の基本機能又は付加機能について接続休止(そのひかりdeトーク(S)の基本機能又は付加機能に係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのひかりdeトーク(S)の基本機能又は付加機能を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)とします。
- 当社は、前項の規定により接続休止しようとするときは、あらかじめ、そのひかりdeトーク(S)契約者に接続休止する旨を通知します。
- 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのひかりdeトーク(S)契約は解除又はその基本機能若しくは付加機能は廃止されたものとして取り扱います。この場合は、当社は、そのひかりdeトーク(S)契約者に当該内容を通知します。

第20条（音声通信の種類）

音声通信の種類は、料金表第1表第2(通信料金)に定めるところによります。

第21条（音声通信の品質）

音声通信の品質については、そのひかりdeトーク(S)の利用形態等により変動する場合があります。

第22条（通信利用の制限）

当社は、音声通信が著しくふくそうし、音声通信の全部を接続することができなくなったときは、次の措置を執ることがあります。

- (1)天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする音声通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする音声通信を優先的に取り扱うため、端末回線に係る音声通信について、次に掲げる機関に設置されている端末回線(当社がそれらの機関との協議により定めたもの)に限ります。以外のものによる音声通信の利用を中止する措置(特定の相互接続点及び特定の地域の契約者回線等への音声通信を中止する措置を含みます。)
機関名
・気象機関
・水防機関
・消防機関
・災害救助機関
・警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
・防衛機関
・輸送の確保に直接関係がある機関
・通信の確保に直接関係がある機関
・電力の供給の確保に直接関係がある機関
・ガスの供給の確保に直接関係がある機関
・水道の供給の確保に直接関係がある機関
・選挙管理機関
・別記18に規定する基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
・預貯金業務を行う金融機関
・国又は地方公共団体の機関

- (2)特定の相互接続点及び特定の地域の契約者回線等への音声通信を中止する措置
- ひかりdeトーク(S)契約者は、次のいずれかに掲げる態様で、国際通信を行ってはなりません。

- (1)本邦を経由して外国相互間で行われる他人の国際通信を本邦内の端末設備(端末回線の終端に接続される電気通信設備であって、ある特定の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるものをいいます。)等において、業として内容を変更することなく媒介すること。
 - (2)当社の電気通信回線設備の品質と効率を著しく低下させる次のいずれかに掲げる方式のコールバックサービス(本邦から発信する国際通信を外国から発信する形態に振り替えることによって国際通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用し又は他人に利用させること。
- (方式の別概要)
- ボーリング方式
外国側から本邦宛に継続して国際通信の請求が行われ、ひかりdeトーク(S)契約者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
 - アンサーサプレッション方式
その提供に際し、当社が国際通信に係るひかりdeトーク(S)の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

第23条（電気通信番号の利用に係る制約）

当社は、別に定める電気通信番号を利用して行う音声通信については提供しないものとします。

(注)別に定める電気通信番号は、次のとおりとします。

- ア 事業者識別番号(電気通信番号規則第5条に規定するものをいいます。)に係る電気通信番号(当社が別に定めるものを除きます。)
- イ その他当社が別に定める電気通信番号

第24条（発信電気通信番号通知）

端末回線からの音声通信(料金表に規定する国内通信に限るものとし、別に定める方法により行う通信を除きます。)については、その音声通信番号を着信先の契約者回線等、端末回線又は別に定める電気通信事業者のIP電話サービスに係る電気通信回線へ通知します。ただし、次の通信については、この限りではありません。

- (1)通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
- (2)料金表に定める発信電気通信番号非通知機能の提供を受けている通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きます。)
- (3)その他当社が別に定める通信
- 当社は、音声通信番号を着信先の契約者回線等、端末回線又は別に定める電気通信事業者のIP電話サービスに係る電気通信回線へ通知することに伴い発生する損害については、第37条(責任の制限)及び第38条(免責)の規定により対応します。
- (注)本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。
- 当社は、ひかりdeトーク(S)においては、特定役務提供事業者の緊急通報用IP電話サービスに係る電話番号等を利用して行う通話等(第1項第1号に定める通話等を除きます。)について、音声電気通信番号のほか、当該ひかりdeトーク(S)契約者の氏名及び住所を通知することがあります。

第25条（通信時間の測定等）

通信時間の測定等については、料金表第1表第2(通信料金)に定めるところによります。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第26条（料金及び工事に関する費用）

当社が提供するひかりdeトーク(S)に係る料金は、料金表第1表(料金)に規定する月額料金及び通信料金とします。

2、当社が提供するひかりdeトーク(S)に係る工事に関する費用は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費とします。

第2節 料金の支払義務

第27条（月額料金の支払義務）

- ひかりdeトーク(S)契約者は、そのひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能若しくは付加機能(同サービスに係る基本機能及び付加機能に限ります。)の提供を開始後の当社が別に定める日を含む暦月の翌月から起算して、その契約の解除又は端末設備、基本機能若しくは付加機能の廃止について当社が承諾した日の属する暦月の末日までの期間について、月額料金の支払いを要します。
- 前項の期間において、利用の一時中断等によりひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能若しくは付加機能を利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。
- (1)利用の一時中断をしたときは、ひかりdeトーク(S)契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (2)利用停止があったときは、ひかりdeトーク(S)契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (3)前二号の規定によるほか、ひかりdeトーク(S)契約者は、次のいずれかに該当する場合を除き、ひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能を利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

(区別)

①ひかりdeトーク(S)契約者の責めによらない理由により、そのひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能を全く利用できない状態(当該サービス又は機能に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(第2号又は第3号に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が継続したとき

ただし、利用できない状態がひかりdeトーク(S)契約者の都合により連続する場合を除きます。

(支払いを要しない料金)

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(下記の時間欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能についての月額料金

(区分)

ひかりdeトーク(S)

(時間)

72時間

(区別)

②当社の故意又は重大な過失により、そのひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付

加機能を全く利用できない状態が生じたとき。

(支払いを要しない料金)

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能についての月額料金

(区別)

③ひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能の接続休止をしたとき

(支払いを要しない料金)

ひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能の接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのひかりdeトーク(S)の基本機能又は付加機能についての月額料金

(区別)

④端末回線の移転に伴って、ひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能を利用できなくなった期間が生じたとき(ひかりdeトーク(S)契約者の都合によりひかりdeトーク(S)の基本機能又は付加機能を利用しなかった場合であって、その設備等を保留したときを除きます。)

(支払いを要しない料金)

利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能についての月額料金

- 本条第2項第3号の適用にあたり、料金表第1表第1(月額料金)に定めるユニバーサルサービス料については、支払いを要しない料金の対象としません。

- 当社は、支払いを要しないこととされた月額料金が既に支払われているときは、その料金をひかりdeトーク(S)契約者に返還します。

第28条（通信料金の支払義務）

ひかりdeトーク(S)契約者は、音声通信について、第25条(通信時間の測定等)及び料金表に定める規定に基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

- ひかりdeトーク(S)契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2(通信料金)に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、当社はひかりdeトーク(S)契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
- 次の通信については、第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。
- (1)特定役務提供事業者の緊急通報用IP電話サービスに係る電気通信回線(110番、118番又は119番)への通信
- (2)電気通信サービスに関する問い合わせ、申込み等当社の業務のために、それぞれの業務を行うひかりdeトーク(S)取扱所等との通信であって、当社の指定したもののへの通信

第29条（工事費の支払義務）

ひかりdeトーク(S)契約者は、ひかりdeトーク(S)契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にそのひかりdeトーク(S)契約の解除又はその工事の請求の取り消し(以下この節において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- ひかりdeトーク(S)契約者は、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、解除等があったときまでに着手した工事の部分について別に算定した額の費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法及び支払い等

第30条（料金の計算方法及び支払い等）

料金の計算方法及び支払い等は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

第31条（違約金）

ひかりdeトーク(S)契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第32条（延滞利息）

ひかりdeトーク(S)契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5％の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から10日以内に支払いがあったときは、この限りではありません。

第33条（協定事業者等の電報サービス等に係る料金）

ひかりdeトーク(S)契約者(別に定める発信人又は差出人である者に限ります)は、次の電報サービス等の料金について、当社が特定務提供事業者からの請求を受け、ひかりdeトーク(S)の料金に合算して請求することを承認していただきます。

- (1)別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスの料金
- (2)PSコミュニケーションズ株式会社の信書便約款に規定するPSコミュニケーションズ信書便の料金(PSコミュニケーションズ株式会社が当該サービスの差出人による特定役務提供事業者への支払委託を承諾した場合に限ります。)
- (3)日本郵便株式会社の電子郵便約款に規定する電話利用型電子郵便物の料金及び電子郵便料(日本郵便株式会社が当該電話利用型電子郵便の差出人による特定役務提供事業者への支払委託を承諾した場合に限ります。)
- 前項の場合において、当社は、この電報サービス等に係る料金の取り扱いについて、当社が提供するひかりdeトーク(S)の料金に準じて取り扱うものとします。
- (注1)本条に規定する別に定める発信人は、別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定する発信人をいいます。以下同じとします。
- (注2)本条に規定する別に定める差出人は、PSコミュニケーションズ株式会社の信書便約款又は日本郵便株式会社の電子郵便約款に規定する差出人をいいます。以下同じとします。

第8章 保守

第34条（ひかりdeトーク(S)契約者の維持責任）

ひかりdeトーク(S)契約者は、自己の責任と費用負担において、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

第35条（ひかりdeトーク(S)契約者の切分責任）

ひかりdeトーク(S)契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が端末回線に接続されている場合であって、ひかりdeトーク(S)を利用することができなくなったときは、故障のな

いことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 前項の確認に際して、ひかりdeトーク(S)契約者から要請があったときは、当社は、ひかりdeトーク(S)取扱所において別に定める方法により試験を行い、その結果をひかりdeトーク(S)契約者にお知らせします。
- 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、ひかりdeトーク(S)契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、ひかりdeトーク(S)契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第36条（修理又は復旧の順位）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第22条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる音声通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、第22条第1項第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

○順位

修理又は復旧する電気通信設備

（第1順位）

- 気象機関との契約に係るもの
- 水防機関との契約に係るもの
- 消防機関との契約に係るもの
- 災害救助機関との契約に係るもの
- 警察機関との契約に係るもの
- 防衛機関との契約に係るもの
- 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
- 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
- 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの

（第2順位）

- ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
- 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
- 選挙管理機関との契約に係るもの
- 別記18に規定する基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの
- 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの
- 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるものを除きます。)

（第3順位）

第1順位及び第2順位に該当しないもの

第9章 損害賠償

第31条（責任の制限）

当社は、ひかりdeトーク(S)を提供すべき場合において、当社、特定役務提供事業者又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(その提供をしなかった原因が特定役務提供事業者の本邦のケーブル陸揚げ局又は固定衛星地球局より外国側における支障であるときを除きます。)、そのひかりdeトーク(S)が全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての音声通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態をなる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、第27条(月額料金の支払義務)に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、当該ひかりdeトーク(S)契約者が直接被った損害を賠償します。ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款の定めにより損害賠償を行う場合はこの限りでありません。

- 前項の場合において、当社は、ひかりdeトーク(S)が全く利用できない状態にあることを知った時刻以後のその状態が連続した時間(第27条(月額料金の支払義務)に規定する時間の倍数である部分に限ります。))について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該ひかりdeトーク(S)に係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限りて賠償します。
(1)料金表に規定する月額料金表(月額料金)に定めるユニバーサルサービス料を除くものとします。
(2)料金表(通信料金)に規定する通信料金(ひかりdeトーク(S)を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)
- 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則3及び6の規定に準じて取り扱います。
- 当社の故意又は重大な過失によりひかりdeトーク(S)の提供をしなかったときは、前三項の規定は適用しません。
- 前項までの規定にかかわらず、電気通信設備の障害、業務上の過誤その他発信者の責めに帰することができない事由により、国際通信に中断等があったときは、発信者は、直ちにその旨を当社に申告していただきます。
- 当社は、前項の規定により中断等の申告を受けた国際通信の通信時間を、第25条(通信時間の測定等)の規定に従って調整します。
- 第5項の場合において、発信者の責めに帰することができない事由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社、その国際通信に係る請求書の発行日から起算して6か月以内に限り、申告に応じ、前項の調整すべき通信時間に対応する通信料金を減額又は返還します。

第38条（免責）

当社は、端末回線及び端末設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、ひかりdeトーク(S)契約者に関する工作物等に損害を与えた場合に、当社の故意又は重大な過失による場合でない限り、その損害を賠償しません。

- 当社又は外国の電気通信事業者が設置する国際通話等に係る電気通信設備に、やむを得ない限度において技術的な条件(端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準を含みます。))の変更が行われる場合であって、端末設備等について改造又は変更が必要となったときは、ひかりdeトーク(S)契約者は、自己の費用負担と責任でその改造又は変更を行っていただきます。

第10章 雑則

第39条（他の電気通信事業者との利用契約の締結）

ひかりdeトーク(S)契約の申込みの承諾を受けた者は、別に定める電気通信事業者が定める契約約款の規定に基づいて、その電気通信事業者との利用契約を締結したことになります。ただし、ひかりdeトーク(S)契約の申込みの承諾を受けた者から、その電気通信事業者との利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

- 前項の規定により利用契約を締結したひかりdeトーク(S)契約者は、サービスの利用があっ

たときは、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要します。ただし、そのひかりdeトーク(S)契約者が、その利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。なお、本条において、当社が利用契約を締結したこととする電気通信事業者は、別紙に定めるところによります。

第40条（承諾の限界）

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

第41条（利用に係るひかりdeトーク(S)契約者の義務）

ひかりdeトーク(S)契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1)当社がひかりdeトーク(S)契約に基づき設置した端末回線を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその端末回線に線状その他の導体を接続しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護の必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2)ひかりdeトーク(S)契約者は、故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他音声通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3)故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (4)当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がひかりdeトーク(S)契約に基づき設置した端末回線に他の機械、付加物品を取り付けないこと。
- (5)当社がひかりdeトーク(S)契約に基づき設置した端末回線を善良な管理者の注意をもって保管すること。

- ひかりdeトーク(S)契約者は、前項の規定に違反して端末回線を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までのその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第42条（ひかりdeトーク(S)契約者からの端末回線の設置場所の提供等）

ひかりdeトーク(S)契約者からの端末回線の設置場所の提供等については、別記16に定めるところによります。

第43条（協定事業者等からの通知）

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者が第9条の3(ひかりdeトーク(S)契約者が行う契約の解除)に定める解除の通知を行わなかった場合は、別に定める協定事業者から、音声通信番号に係るひかりdeトーク(S)契約者の氏名及び住所等について、通知を受けることがあります。

第44条（協定事業者等への通知）

- ひかりdeトーク(S)契約者(差出人である者に限ります。以下第44条の2(差出人への通知)において同じとします。))は、PSコミュニケーションズ株式会社又は日本郵便株式会社から請求があったときは、第33条(協定事業者等の電報サービス等に係る料金)に定める料金の取り扱いの適用に係わる業務遂行に必要な範囲において、ひかりdeトーク(S)契約者に係る情報を通知することにあらかじめ同意していただきます。
- 当社は、第39条(他の電気通信事業者との利用契約の締結)に規定する電気通信事業者から請求があったときは、その電気通信事業者と当該規定に定める利用契約を締結しているひかりdeトーク(S)契約者の氏名、住所、及び音声通信番号を通知することがあります。
- 当社は、料金表に定める通信料金の取り扱いの適用に係る業務遂行に必要な範囲において、別に定める電気通信事業者へ、ひかりdeトーク(S)契約者の氏名及び住所等を通知することにあらかじめ同意していただきます。
(注)本条に規定する別に定める電気通信事業者は、ソフトバンクモバイル株式会社とします。

第44条の2（差出人への通知）

ひかりdeトーク(S)契約者は、差出人から請求があったときは、第33条(協定事業者等の電報サービス等に係る料金)に定める料金の取り扱いの適用に係わる業務遂行に必要な範囲において、PSコミュニケーションズ株式会社又は日本郵便株式会社よりひかりdeトーク(S)契約者に係る情報を通知することにあらかじめ同意していただきます。

第44条の3（ひかりdeトーク(S)契約者の親族等への通知）

ひかりdeトーク(S)契約者は、そのひかりdeトーク(S)契約者の親族等からの請求に基づき、料金表に定める通信料金の取り扱いの適用に係る業務遂行に必要な範囲において、当社又は別に定める電気通信事業者よりひかりdeトーク(S)契約者の氏名及び住所等を通知することあらかじめ同意していただきます。
(注)本条に規定する別に定める電気通信事業者は、ソフトバンクモバイル株式会社とします。

第44条の4（郵送等によるひかりdeトーク(S)契約者への通知）

当社は、当社からひかりdeトーク(S)契約者へ個別に郵送等の通知を行う場合において、届出のあったひかりdeトーク(S)契約者の住所若しくは居所又は請求書送付先等への送付をもって、その通知を行ったものとします。

- 当社は、前項の場合において、当社の故意又は重過失がある場合を除き、通常到達すべき時に通知がなされたものとします。

第44条の5（電話帳）

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、別記4に定めるところにより、当社が付与した音声通信番号を電話帳(別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。))に掲載します。

第44条の6（電話番号案内）

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、当社が付与した音声通信番号について、別に定める協定事業者の契約約款に定める電話番号案内において案内を行います。

第44条の7（当社電話番号案内）

当社は、ひかりdeトーク(S))について、当社が付与した音声通信番号、特定役務提供事業者又は別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号(以下「番号案内に係る電話番号等」といいます。))の案内(以下「当社電話番号案内」といいます。))を行います。

- 当社電話番号案内は、手動案内(電話サービス等取扱所において、交換取扱者が番号案内に係る電話番号等の問い合わせに対して案内を行うことをいいます。))とします。

第44条の8（当社電話番号案内に係る番号案内料の支払義務）

ひかりdeトーク(S)契約者は、端末回線から当社電話番号案内を利用した場合(その端末回線のひかりdeトーク(S)契約者以外の者が利用した場合を含みます。)、別に定めるところにより番号案内料の支払いを要します。

第44条の9（番号情報の提供）

- 当社は、当社の番号情報(電話帳掲載、電話番号案内又は当社電話番号案内に必要な情報(第44条の5(電話帳)、第44条の6(電話番号案内)及び第44条の7(当社電話番号案内)の規定により電話帳掲載、電話番号案内及び当社電話番号案内を行うこととなった音声通信番号に係る情報に限ります。))をいいます。以下この条において同じとします。))について、番号情報データベース(番号情報を収容するために当社が別に定める協定事業者が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。))に登録します。
- 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する協定事業者が、電話帳発行、電話番号案内又は当社電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(当社が別に定める者に限ります。))に提供します。
(注1)本条第2項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。
(注2)本条第2項に規定する電気通信事業者等については、当社は閲覧に供します。
(注3)当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成10年郵政省告示第570号)」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。
(注4)本条第2項について、電話番号案内のみを行うものとした場合は、その番号情報を電話番号案内の目的に限定して電気通信事業者等が利用する場合に限り提供するものとします。

第45条（特約条項等）

当社は、この約款に定めるところにかかわらず、ひかりdeトーク(S)契約者に対して別に定める提供条件(以下「特約条項等」といいます。))で、ひかりdeトーク(S)の提供をすることがあります。この場合、当社とひかりdeトーク(S)契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

第46条（法令に規定する事項）

ひかりdeトーク(S)の提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

(注)法令に定めのある事項については、別記6から15までに定めるところによります。

第11章 附帯サービス

第47条（附帯サービス）

ひかりdeトーク(S)に関する附帯サービスの取扱いについては、別記17に定めるところによります。

附則令和元年10月1日から適用します。

別記

- ひかりdeトーク(S)の提供区間

当社が提供するひかりdeトーク(S)の提供区間は、次のとおりとします。

ア 端末回線の終端相互間のもの

イ 端末回線の終端から相互接続点間のもの

ウ 端末回線の終端から取接地域間のもの

2. ひかりdeトーク(S)契約者の氏名の変更

- (1)ひかりdeトーク(S)契約者は、その氏名の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、当社のひりdeトーク(S)に通知していただきます。
- (2)(1)の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

3. ひかりdeトーク(S)契約者の地位の承継

- (1)相続又は法人の合併若しくは分割によりひかりdeトーク(S)契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてひかりdeトーク(S)取扱所に届け出ていただきます。
- (2)前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定めこれを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3)前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4. 電話帳

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、ひかりdeトーク(S)契約者の氏名、住所を電話帳に掲載します。

5. 電話帳の普通掲載

- (1)当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、音声通信番号と次の事項を普通掲載として電話帳に掲載します。

ア ひかりdeトーク(S)契約者又はそのひかりdeトーク(S)契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1

イ ひかりdeトーク(S)契約者又はそのひかりdeトーク(S)契約者が指定する者の職業(協定事業者が定める職業区分によるものとします。))のうち1

ウ ひかりdeトーク(S)契約者又はそのひかりdeトーク(S)契約者が指定する者の住所又は居所のうち1
- (2)前項に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3)第(1)項の規定により普通掲載として掲載できる数は、ひかりdeトーク(S)契約者に係る音声通信番号の数の範囲内とします。
- (4)当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、第(1)項の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取り扱いを行わないことがあります。

6. 電話帳の掲載省略

- (1)当社は、次のいずれかの場合に該当するときは、別記5の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。

ア その音声通信番号が、臨時の契約若しくは臨時の付加機能に係るものであるとき。

イ ひかりdeトーク(S)契約者が指定した特定の端末回線に通話等の機能を有しない自営電気通信設備が接続されている場合であって、別記5第(1)項に規定する事項に加えてその自営電気通信設備の種類につき協定事業者の定める記号等を普通掲載として記載することについて、ひかりdeトーク(S)契約者の承諾が得られないとき。

- (2)当社は、前項に規定する場合のほか、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

7. 電話帳の重複掲載

- (1)当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から、別記5に規定する普通掲載のほか、掲載事項について次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

ア 氏名、名称若しくは称号(普通掲載として掲載したものを除きます。))又は商品名による掲載

イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載
- (2)前項に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3)ひかりdeトーク(S)契約者は、第(1)項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4(電話帳の重複掲載)に規定する料金の支払いを要します。
- (4)当社は、その重複掲載が当社、特定役務提供事業者又は協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、第(1)項の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取り扱いを行わないことがあります。

- 特定役務提供事業者の緊急通報用IP電話サービスの電気通信番号

特定役務提供事業者の緊急通報用IP電話サービスに係る電気通信番号は次のとおりとします。

(区別)	(電気通信番号)
警察機関に提供されるもの	110
海上保安機関に提供されるもの	118
消防機関に提供されるもの	119

9. 自営端末設備の接続

- (1)ひかりdeトーク(S)契約者は、その端末回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その端末回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第50条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器又は技術基準等に適合することについて指定認定機関(電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。))第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。))の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、ひかりdeトーク(S)契約者は、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2)当社は、前項の請求があったときは、次のいずれかの場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

ウ その接続により本邦を経由して外国相互間で行われる他人の通話等を本邦内の端末設備等において、業として内容を変更することなく媒介することとなるとき。
- (3)当社は、前項の請求の承諾にあたっては、次のいずれかの場合を除き、その接続が前項第7号の技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 事業法第50条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4)前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5)ひかりdeトーク(S)契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、第(1)号ないし第(4)号の規定に準じて取り扱います。
- (6)ひかりdeトーク(S)契約者は、その端末回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

10. 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1)当社は、端末回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、ひかりdeトーク(S)契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、ひかりdeトーク(S)契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2)前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3)第(1)項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、ひかりdeトーク(S)契約者は、その自営端末設備を端末回線から取りはずしていただきます。

11. 自営電気通信設備の接続

- (1)ひかりdeトーク(S)契約者は、その端末回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その端末回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2)当社は、前項の請求があったときは、次のいずれかの場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第52条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。

ウ その接続により本邦を経由して外国相互間で行われる他人の通話等を本邦内の端末設備等において、業として内容を変更することなく媒介することとなるとき。
- (3)当社は、前項の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4)前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5)ひかりdeトーク(S)契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、第(1)項ないし第(4)項の規定に準じて取り扱います。
- (6)ひかりdeトーク(S)契約者は、その端末回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

- 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

端末回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記10(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

13. 当社の維持責任

あいチャンススマートTV (ケーブルプラスSTB-2) 加入契約約款

株式会社いちはらケーブルテレビ（以下「甲」といいます）と甲が提供するあいチャンススマートTVサービスを受ける者（以下「乙」といいます）との間に締結される契約（以下「加入契約」といいます）には、この約款を適用するものとします。

第 1 条（提供サービス）

この約款において、あいチャンススマートTVサービスとは、甲が、ケーブルプラスSTB-2（以下「CPSTB2」といいます）及びその付属品（以下「CPSTB2等」といいます）を用いて提供するサービスをいいます。

- あいチャンススマートTVサービスは放送サービスへのご加入及び甲の提携事業者が提供するセキュリティサービスご利用の同意が必要となります。
- あいチャンススマートTVサービスに係る料金は、別紙に定める月額利用料、初期費用、手数料等（以下「料金等」といいます）とします。

第2条（提供サービスに係る約款等の適用）

- この約款に別に規定する場合を除き、甲が提供する放送サービスについては「契約約款」が適用されるものとします。この場合において、CPSTB2等については、当該約款に定めるデジタルセットトップボックス等として、当該約款の規定が適用されるものとします。
- 2．この約款に別に規定する場合を除き、甲が提供するインターネット接続サービスについては「インターネット接続サービス契約約款」が適用されるものとします。
- 3．甲の提携事業者が提供するセキュリティサービスについては、トレンドマイクロ株式会社がウイルスバスターを提供します。あいチャンススマートTVサービスの提供を受けるためには、トレンドマイクロ株式会社が別に定める規約に同意し、利用条件等を遵守していただくことが必要です。
- 4．前項の提携事業者が提供するサービスについては、提供事業者により、サービスの一部又は全部を変更もしくは終了される場合があります。甲は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損や滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、甲の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。

- (1) 提携事業者によるコンテンツサービス
(ア) セキュリティソフトウェア
別紙1 コンテンツサービスが提供されるため、本サービスの提携事業者が別に定める規約に同意していただきます。なお、あいチャンススマートTVサービスをご利用いただく場合は、本サービスが自動的に利用開始になることを承諾していただきます。
(イ) その他提携事業者提供のコンテンツ
提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されます。本サービスの利用に際しては、本約款の他に各提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守していただきます。

第3条（加入契約の成立）

加入契約は、加入申込者があらかじめこの約款を承認し、別に定める加入申込書に所定事項を記載のうえ甲に提出し、甲がこれを承諾したときに成立します。加入申込者から加入申込書の提出があった場合でも、甲は、次の場合には、加入申込者の申し込みを承認しないことがあります。

- 加入申込者が料金等その他この約款に定める債務の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
- その他加入申込者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合
- 加入申込者が成年被後見人であり後見人が代理していない場合、又は加入申込者が未成年者であり法定代理人の同意を得ていない場合
- KDDI株式会社が定める「au ID利用規約」に同意いただけない場合
- その他やむを得ない事由がある場合

第 4 条（料金等の支払）

乙は、別紙に定める料金等を、次の各号の定めに従い甲に支払うものとします。

- 乙は、甲に対し、加入契約時に初期費用を支払うものとします。
- 乙は、甲に対し、あいチャンススマートTVサービスの提供を受け始めた日が属する月の翌月から月額利用料を支払うものとします。
- 乙は、甲に対し、甲が指定する銀行口座への口座振替により、料金等を支払うものとします。この場合において、領収書は発行しません。なお、甲と乙の合意により、その他の方法で料金等を支払うこともできるものとします。

第 5 条（au IDの提供）

乙は、KDDI株式会社が別に定める「au ID利用規約」に同意するものとします。またCPSTB2 1台につき「au ID」1個が予め提供されますので、加入申込時に暗証番号を設定するものとします。

- 乙は、CPSTB2上で利用されたコンテンツに対する課金及び問い合わせ等の対応の為に、甲が、前項で払い出された「au ID」が設定されているCPSTB2の機器情報をKDDI株式会社へ提供することについて承諾するものとします。
- 第1項で提供された「au ID」は、乙があいチャンススマートTVサービスを解約した場合でも自動的にには解約されません。なお、解約を希望する場合には、乙が、KDDI株式会社に対し解約手続きを行うものとします。

第 6 条（最低利用期間）

- あいチャンススマートTVサービスの最低利用期間は、6ヶ月とします。
- 2．乙は、最低利用期間満了日前に加入契約を解約する場合は、料金表に定める解約手数料に加え、最低利用期間満了日までの利用料を違約金として甲に対して別途支払うものとします。

第 7 条（加入契約の有効期間）

加入契約の有効期間は、加入契約成立日から6ヶ月間とし、加入契約期間満了までに甲及び乙いずれからも、更新しない旨の意思表示のない場合、加入契約は、引き続き1ヶ月の期間をもって自動的に更新するものとし、以後も同様とします。

第 8 条（責任事項）

- 甲が、甲の責に帰すべき事由により、あいチャンススマートTVサービス全ての提供を、1ヶ月のうち連続して引き続き10日以上行わなかった場合は、当該月分の料金は第1条第3項の規定にかかわらず無料とします。
- 2．天災・衛星の機能停止その他甲の管理が及ばない事由により、あいチャンススマートTVサービスの提供ができなかった場合には、乙は甲に対して料金等の減免又は賠償の請求ができないものとします。
- 3．第2条第3項に規定するセキュリティサービスについて、そのセキュリティソフトウェアに不具合が発生した場合及びそのセキュリティソフトウェアの動作不良等により損害が発生した場合には、乙は甲に対して料金等の減免又は賠償の請求ができないものとします。

- お客様の個人情報の取り扱いにつきましては、従うべき法令の変更などに合わせて、上記各項目の内容を適宜見直し、改善してまいります。

15. 電気通信番号の利用

ひかりdeトーク(S)契約者は、第24条（発信電気通信番号通知）の規定等により通知を受けた音声通信番号の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

16. ひかりdeトーク(S)契約者からの端末回線の設置場所の提供等

- 端末回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。以下この16において同じとします。)又は建物内において、当社が端末回線を設置するために必要な場所は、そのひかりdeトーク(S)契約者から提供していただきます。
- 当社は、端末回線の終端のある構内又は建物内において、ひかりdeトーク(S)契約者から管路等の特別な設備を使用して端末回線を設置することを求められたときはひかりdeトーク(S)契約者の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- 当社がひかりdeトーク(S)契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、ひかりdeトーク(S)契約者から提供していただくことがあります。

- 天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス当社は、次により天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービスを提供します。

(電気通信番号)
(区別)
・天気予報サービス
(内容)
気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する情報を通知するサービス
(番号)
177
(区別)
・時報サービス
(内容)
日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス
(番号)
117
(区別)
・災害用伝言ダイヤルサービス
(内容)
災害が発生した場合等に、当社が別に定める通話等について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス
(番号)
171
・電報類似サービス受付機能
(内容)
PSコミュニケーションズ株式会社の信書便約款に規定するPSコミュニケーションズ信書便へ接続するサービス
(番号)
115
・電報受付機能
(内容)
別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスへ接続するサービス
(番号)
115
(備考)
電報受付機能は、電報類似サービス受付機能を利用したひかりdeトーク(S)契約者から接続先の変更の請求があった場合に限り提供します。

18. 新聞社等の基準

(区分)
1．新聞社
(基準)
次の基準すべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社
(1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。
(2)発行部数が1の題号について、8000部以上であること。
(区分)
2．放送事業者
(基準)
放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
(区分)
3．通信社
(基準)
新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

14. 個人情報保護ポリシー

- 当社は、個人データにつき外部からの不正なアクセス、紛失・破壊・改ざん・漏えいなどへの危険防止に対する合理的かつ適切な安全対策を行ってまいります。また、社員に対する教育啓蒙活動を実施するほか、お客様個人に関する情報を取り扱っている部門あるいは部署単位で管理責任者を置き、その管理責任者は適切な管理を行います。

- お客様より取得する個人情報は、次の利用目的のためにのみ利用させていただきます。
 - 当社及びTOKAIグループ各社（https://www.tokaiholdings.co.jp/corporate/group.html）(以下、単に「TOKAIグループ各社」といいます)の各種商品の販売及びサービスのご提供
 - 当社及びTOKAIグループ各社の各種商品及びサービス、キャンペーン、イベント等のご案内
 - 当社及びTOKAIグループ各社提携先の各種商品及びサービス等のご案内
 - 当社及びTOKAIグループ各社のご優待特典及び会員サービス等のご案内やご提供
 - 当社及びTOKAIグループ各社の保守・アフターサービス等のお客様サポート
 - 当社及びTOKAIグループ各社のお客様からのご相談・お問い合わせへの対応
 - 当社及びTOKAIグループ各社の新商品・新サービスの提供を目的とした開発、並びに当社及びTOKAIグループ各社の各種商品及びサービスの品質改善等のための調査・分析
尚、上記以外の目的で個人情報を利用させていただく場合には、その都度、その利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただきます。

- 当社は、本条第2項に記載した利用目的を変更する場合は、法令により許される場合を除き、変更された利用目的について、電子メールによる送信、当社ホームページにおける公表その他当社が適当であると判断する方法によりお客様にご連絡または公表いたします。

- 当社及びTOKAIグループ各社は、平成23年4月1日の株式会社TOKAIホールディングス設立及び組織再編に伴い、新たな共同利用関係を開始することとし、本条第2項記載の利用目的の範囲内で、お客様から取得する個人データを新規にTOKAIグループ各社との間で以下のとおり共同利用させていただきます。
尚、当社は、お客様からのお求めに応じて、お客様の個人データの共同利用を停止いたします。
 - 当社と共同利用する者の範囲
共同利用する者の範囲は、当社及びTOKAIグループ各社とします。
 - 利用目的
共同利用する目的は、本条第2項に記載した利用目的と同じです。
 - 共同して利用する個人データの項目
共同利用する個人データの項目は次のとおりとします。
 - 氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス等のお客様の属性に関する情報
 - ご購入・ご契約時又はサービス提供の際に取得するお客様やお客様のご家族に関するすべての個人データ
 - キャンペーン・懸賞等にご応募いただいたお客様の個人情報、又は、その他お客様からいただいたすべての個人データ
 - 管理責任者
共同利用における管理責任者は個人データを取得した、それぞれの当社及びTOKAIグループ各社とします。

- 当社は、お客様より取得した個人データを適切に管理し、本条第2項に記載した利用目的に基づく場合を除き、正当な理由なく個人データを第三者に提供、開示等一切いたしません。
また、個人データの利用目的を達成するために当社が業務を委託し、個人データを当該業務委託先に提供する場合、適切な個人情報管理を義務付けております。
 - 本項の規定に拘わらず、法令により許された場合（例えば、警察等公的捜査機関より法令に基づき捜査協力の要請があった場合等が該当しますが、この例に限られません。）は、提供する場合があります。
 - 本二項の規定に拘わらず、お客様ご利用にかかるサービスおよび提携サービスに関し、当社がお客様に対して有する債権債務の特定、支払いおよび回収に必要と認めた場合、関係法令の規定に反しない範囲で、金融機関、弁護士等当社が必要と認める者に開示・提供を行います。

- 当社は、当社が第三者提供を受けることにより個人情報を取得する場合には、ご本人様の事前同意を得ているかどうかを当該提供元に確認する等の方法により、個人情報の適正な取得を確保するものとします。

- お客様が、お客様の保有個人データの開示を希望される場合には、お申し出をされた方がお客様ご本人であることを当社にて確認した上で、業務上著しい支障がない限り、合理的な期間内に開示に応じることといたします。
お客様が、お客様の保有個人データの訂正・追加・削除・利用停止等を希望される場合には、お申し出をされた方がお客様ご本人であることを当社にて確認した上で、お客様の保有個人データについて事実関係等を確認し、適切な対応をいたします。
尚、当社では、お客様からお電話で各種のお申し込み、お問い合わせをいただいた場合には、正確かつ円滑な対応のため、着信の記録及び通話内容の録音をさせていただく場合がございます。
※開示等の求めに関する手続きについては（https://www.icntv.ne.jp/policy/new_kojin_seikyuu.html）をご参照ください。

- 当社は、お客様との契約が解除された後も、第2項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を利用する場合があります。

- 当社は、当社ホームページの一部において、クッキー（Cookie）を使用しております。クッキーとは、当社ホームページを通じてお客様のコンピュータに一定のデータ（例えば、最後に当社ホームページを訪れた日時、当社ホームページへの訪問回数等のデータ）を一時的に書き込んで保存させるプログラムを言います。クッキーは、お客様が再度当社ホームページに訪問された際により便利にホームページを閲覧していただくためのものであり、お客様から何らかの個人情報を取得したり、お客様のプライバシーを侵害するものではなく、またお客様のコンピュータへ悪影響を及ぼすこともありません。

- 当社は、当社の保有する個人情報に関して適用される法令、その他の規範およびガイドラインを遵守いたします。

第 9 条（料金等の変更）

甲は、社会情勢の変化、あいチャンススマートTVサービスの内容の変更等に伴い、第1条第3項の料金等を改定できるものとします。この場合において、甲は、改定の1ヶ月前までに乙に通知します。

第10条（約款の変更）

甲は、必要に応じ、この約款を変更することができるものとします。この約款が変更された場合は、当該変更後の約款が乙に適用されるものとし、あいチャンススマートTVサービスの提供条件等は、当該変更後の約款によるものとします。

2．この約款の変更に当たっては、甲は、乙に対して、その変更内容を電子メールによる送信、甲のホームページにおける公表その他甲が適当であると判断する方法により、事前に通知します。

第11条（準用）

契約款第19条（一時停止）、第21条（名義変更）、第22条（解約）、第23条（加入者の義務違反による解除）、第26条（個人情報の保護）、第27条（特約事項）の規定は、あいチャンススマートTVサービスについて準用します。この場合において、それぞれの規定中「本件サービス」とあるのは「あいチャンススマートTVサービス」と読み替えるものとします。

第12条（協議）

この約款に定めなき事項あるいは疑義が生じた時は、甲乙誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

第13条（準拠法）

この約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第14条（合意管轄裁判所）

この約款に関する訴訟、その他紛争については、千葉簡易裁判所又は千葉地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とします。

附則 この約款の改定は、令和4年10月1日より適用します。

必ずご確認ください

— 16 —